

平成26年度 第1回

# 行政監査結果報告書

「子どもと母親の健康づくりについて」

板橋区監査委員

# 目 次

第1	監査実施概要.....	1
I	監査テーマ.....	1
II	監査テーマ選定の趣旨.....	1
III	監査の着眼点.....	1
IV	監査対象.....	1
V	監査実施期間.....	1
VI	監査委員による聞き取り調査.....	1
第2	監査結果.....	2
I	現況と問題点.....	2
1	母子保健施策の概況.....	2
2	妊娠・出産前後の支援に関する事業.....	6
3	子どもの健康の確保と相談支援体制に関する事業.....	30
4	医療費助成に関する事業.....	60
II	検討・改善を求める事項.....	63
着眼点1		
	妊娠・出産前後の支援は計画的・効果的に行われているか。.....	63
着眼点2		
	子どもの健やかな育成と母親への育児支援は適切に行われているか。.....	64
III	総括意見.....	65
資料	.....	67

# 第1 監査実施概要

## I 監査テーマ

「子どもと母親の健康づくりについて」

## II 監査テーマ選定の趣旨

区は、次代を担う子どもを親が安心して産み、育てることができ、子どもが健やかに育つまちづくりを目標としている。地域保健福祉計画では、子どもの健やかな育成と母親への育児支援を行うとしており、子どもと母親の健康づくり施策を充実することが求められている。

そこで、平成26年度第1回行政監査では、子どもと母親の健康づくりについて、妊娠・出産前後の支援は計画的・効果的に行われているか、子どもの健やかな育成と母親への育児支援は適切に行われているかなどの観点から検証を行った。

## III 監査の着眼点

- 1 妊娠・出産前後の支援は計画的・効果的に行われているか。
- 2 子どもの健やかな育成と母親への育児支援は適切に行われているか。

## IV 監査対象

健康生きがい部（保健所） 健康推進課、予防対策課、  
健康福祉センター（5）

## V 監査実施期間

平成26年5月26日（月）～平成26年11月10日（月）

## VI 監査委員による聞き取り調査

監査委員による対象課からの聞き取り調査は、平成26年7月9日（水）及び10日（木）に行った。

## 第2 監査結果

### I 現況と問題点

#### 1 母子保健施策の概況

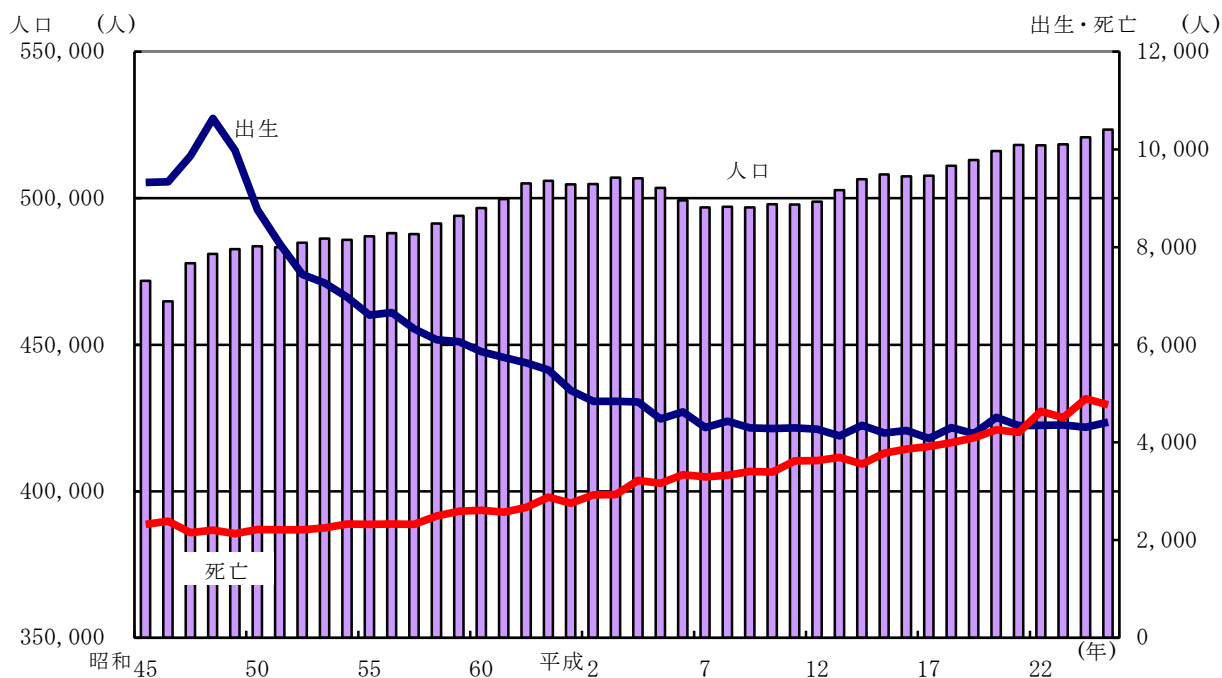
##### (1) 区における乳児<sup>1</sup> 及び幼児<sup>2</sup> の状況

区における平成 25 年の出生数は 4,418 人であり、死亡数の 4,770 人を 352 人下回った。平成 22 年から出生数が死亡数を下回る状況が続いている。

出生数は、第二次ベビーブームの昭和 48 年（1973 年）には 10,633 人であったが、平成 2 年には 5 千人を割り込み、それ以降減少傾向にある。平成 25 年の出生数を昭和 48 年の出生数と比較すると、6,215 人減り、半減している。

区における人口、出生、死亡の推移は、図表 1 のとおりである。

図表 1 区における人口、出生、死亡の推移



※参考 「板橋区の保健衛生(事業概要)」

<sup>1</sup> 1歳に満たない者。

<sup>2</sup> 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者。

平成 26 年 4 月 1 日現在、区の人口は 540,549 人（うち、外国籍住民 16,692 人を含む。）で、0 歳から 6 歳までの乳幼児人口は、28,378 人であった。

平成 24～26 年における年齢別乳幼児人口の推移は、図表 2 のとおりである。

図表 2 年齢別乳幼児人口の推移

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	4,177 人	4,242 人	4,256 人
1 歳	4,208 人	4,144 人	4,285 人
2 歳	4,009 人	4,113 人	4,055 人
3 歳	4,031 人	3,938 人	4,043 人
4 歳	3,907 人	3,982 人	3,897 人
5 歳	3,791 人	3,906 人	3,982 人
6 歳	3,663 人	3,755 人	3,860 人
計	27,786 人	28,080 人	28,378 人

※各年 4 月 1 日現在、住民基本台帳に基づく。（ただし、外国籍住民の数を除く。）

## （2）母子保健事業に関する計画

区では、平成 8 年厚生省（現厚生労働省）の通知「母子保健計画の策定について」及び平成 13 年から 10 年間の計画でスタートした「健やか親子 21」<sup>3</sup> の取組を受け、区の母子保健計画を包含した「板橋区健康づくり 21 計画」を平成 15 年 1 月に策定した。

また、「第一次地域保健福祉計画」（平成 11 年 3 月策定）においては、「産み育てやすい環境づくりのための保健サービス」、「母子保健サービ

<sup>3</sup> 21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンとして、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画であり、「21 世紀における国民健康づくり運動（「健康日本 21」）」の一翼を担っている。

スの充実」を課題とし、施策に取り組んだ。平成 18 年 3 月に策定した「第二次板橋区地域保健福祉計画」においては、「子どもと母親の健康づくり」を施策の課題として位置付け、妊娠期、乳幼児期からの親子がともに安心して生活し、子育てをしていくという視点での支援を図るとしている。

平成 15 年 7 月に時限立法として制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、区に次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられた。

「板橋区における次世代育成支援のあり方について」（平成 17 年 1 月答申）において、次代を担う子どもを親が安心して産み、育てることができ、子どもが健やかに育つまちづくりを目標とすることを提言し、平成 17 年 3 月に「板橋区次世代育成推進行動計画」が策定された。

母子保健計画と同法の対象が重複することから、平成 17 年度以降は、母子保健計画を次世代育成支援行動計画の一部に組み込んでいる。

### （3）区における母子保健施策

日本における母子保健は、乳児死亡を減少させることを最大の目標にスタートした。東京都における平成 25 年の乳児死亡率は、出生 1,000 に対して 2.0 であるが、明治から大正期にかけては 190～160 と高かった。

昭和 12 年に保健所法が制定され、母子保健が保健所の重要な事業と位置付けられた。児童福祉法が昭和 22 年に制定され、児童及び妊婦の健康の保持増進、児童の疾病や障がいに対する指導療育が図られ、その一環として、妊産婦手帳の記載欄を小児期までに拡大した「母子手帳」が昭和 23 年に定められた。

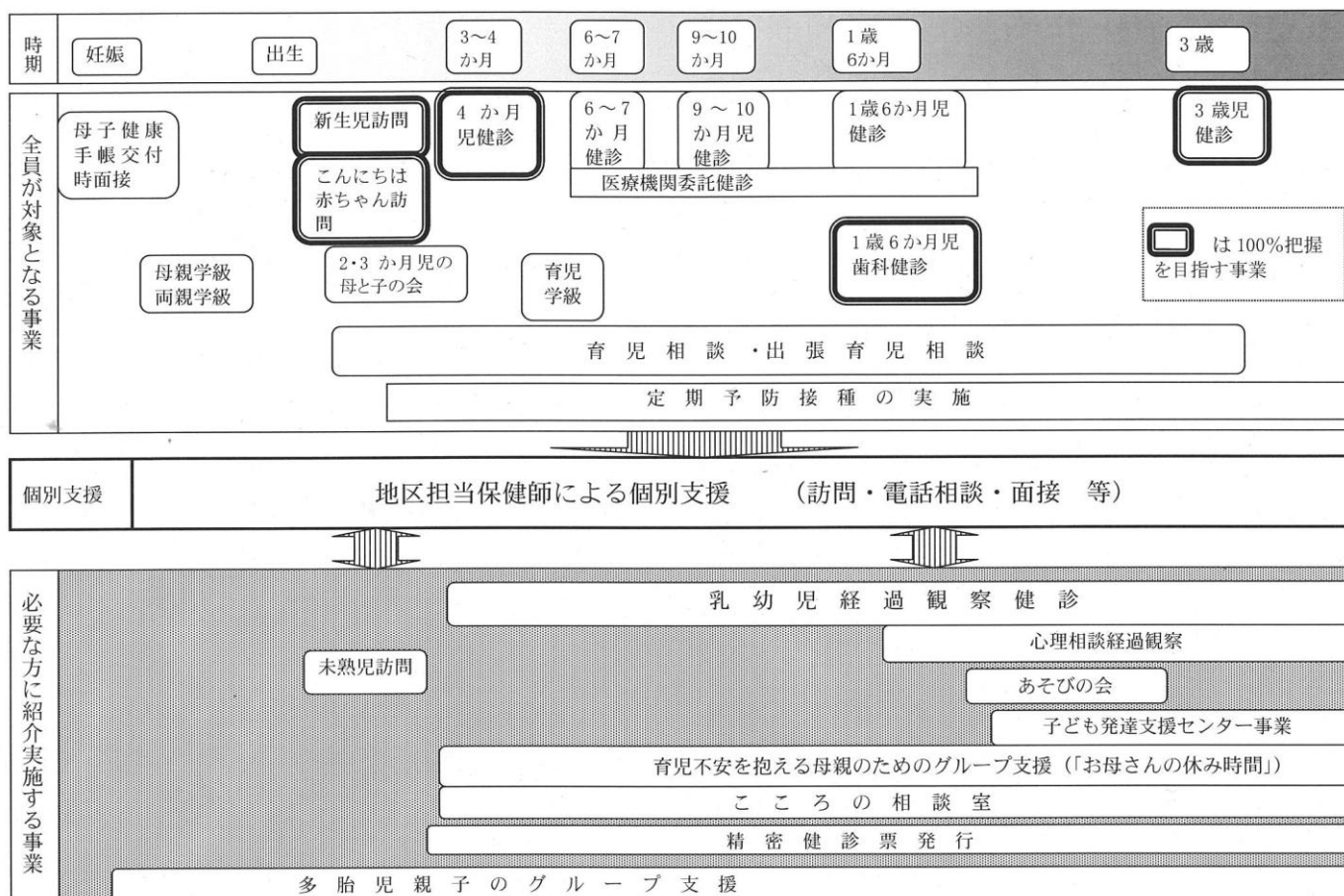
昭和 40 年に母性の保護や乳幼児が健全な成長を遂げる上で欠くことのできない保健の充実を目的に母子保健法が制定され、「母子手帳」は「母子健康手帳」に名称が変更され、健康診査や保健指導等の体系的な事業の構築が図られた。

昭和 50 年 4 月、地方自治法の一部改正に伴い、東京都から特別区に保健衛生の事務並びに保健所が移管され、区は母子保健事業の実施主体となった。

区が独自に行っている母子保健事業には、産後の育児支援事業、離乳食訪問お助け隊事業、乳幼児呼吸器健康診査、4 歳・5 歳児健康診査、多胎児親子のグループ支援事業、あそびの会などがある。

区における「子どもと母親の健康づくり」に関する事業の概観は、図表 3 のとおりである。

図表 3 「子どもと母親の健康づくり」に関する事業の概観



※健康生きがい部健康推進課作成

## 2 妊娠・出産前後の支援に関する事業

### (1) 母子健康手帳交付

母子保健法第 15 条では、「妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない」とし、同法第 16 条では、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」と規定している。

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付は、保健師などの専門職のいる健康福祉センター（5 か所）のほか、区民の利便性を考慮し、区役所戸籍住民課証明係、区民事務所（6 か所）で行っており、平成 19 年度からは電子申請サービス<sup>4</sup>による届出も受け付けている。

妊娠届出書には、妊婦の氏名、住所や出産予定日などを記入する欄とアンケート欄がある。平成 25 年度から設けたアンケート欄には、「妊娠・出産のことで相談できる人や協力してくれる人はいますか」、「妊娠を知った時の気持ちはいかがでしたか」などの 4 項目の質問がある。産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下、「特定妊婦」という。）やアンケート回答から困っていること、相談したいことがある妊婦に対しては、管轄の健康福祉センターの保健師が電話や訪問等により、個別相談を実施している。

健康福祉センターによると、平成 25 年度妊娠届出をした妊婦のうち、約 2 割の妊婦に対して個別相談を行っている。

平成 23～25 年度における妊娠届出数及び妊婦転入届出数の推移は、図表 4 のとおりである。

---

<sup>4</sup> 区への申請・届出が、インターネットを利用して行うことができるサービスのこと。



図表 4 妊娠届出数及び妊婦転入届出数の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊娠届出数 (うち電子申請件数)	4,702 件 (176 件)	5,053 件 (194 件)	4,918 件 (171 件)
妊婦転入届出数	333 件	376 件	353 件

※妊婦転入届出数…区に転入した妊婦が健康福祉センターに「妊婦転入届」を提出した件数。

母子健康手帳の交付に際しては、「母子健康手帳副読本」(公益財団法人母子衛生研究会)、「いたばし子育て情報ブック」(板橋区子ども家庭支援センター)、「母と子の保健バック」<sup>5</sup>などを同時に渡している。

平成 25 年度における母子健康手帳の交付状況は、5,107 件であった。交付窓口の内訳をみると、健康福祉センター1,269 件(24.8%)、戸籍住民課 3,838 件(75.2%)となっており、保健師が不在の窓口で母子健康手帳を受け取る割合が 7 割強を占めていた。

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付は、区がすべての妊婦に初めて出会う重要な機会である。母子健康手帳の交付が、母子保健サービスの起点となることから、平成 19 年度から健康福祉センターでは、保健師が妊婦と面談し、妊婦健康診査、母親学級等の情報提供、健康相談を実施している。

区民のなかには、健康福祉センターを利用したことがなく、保健師がどのような相談に応じてくれるのかがわからないため、届出の窓口として、健康福祉センターを選択しない者もいると考えられる。健康福祉センターを初めて訪れる妊婦にとっては、健康福祉センターには、医師や保健師、栄養士、歯科衛生士など多くのスタッフが常駐しており、妊娠に関する相談にのってくれることを知る貴重な機会である。他区においては、保健師が妊娠に関する相談なども行っていることをホームページ等に紹介し、保健師のいる窓口での届出を勧めている。

<sup>5</sup> 妊婦健康診査受診票(14枚)、妊婦超音波検査受診票(1枚)、先天性代謝異常等検査のお知らせなど、妊娠中や出産後の母子の健康のための書類が入っている。

区は、区内産科医療機関に対して、特定妊婦など継続的な支援が必要な妊婦については、健康福祉センターでの届出・相談をするように依頼しているが、区民に対して、保健師による面談のメリットなどの周知は行っていない。

健康福祉センターには保健師などの専門職員がおり、妊娠届出の際には保健師が面談を行い、妊娠に関する相談も行っている。区民に対して、健康福祉センターでは、安心して出産・子育てをしていくための支援を行っていることを積極的に広報されたい。

また、健康福祉センターで届出をした妊婦と戸籍住民課で届出した妊婦とでは説明内容に差が生じるなどの対応も異なることが推測される。戸籍住民課で対応する職員が事務職であること、届出書が管轄の健康福祉センターに送付されるまでに最大 40 日程度を要することなどから、妊娠期のサービスに差が生じる可能性もある。

保健師による対応と全く同じにすることは職種の違いから困難ではあるが、妊婦との最初の出会いとなる窓口対応にサービスの差が生じないように、事務職員用マニュアルを更に工夫するなど関係課との情報交換を積極的に行われたい。

平成 23～25 年度における母子健康手帳の交付状況は、図表 5 のとおりである。

図表 5 母子健康手帳の交付状況

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
健康福祉センター	板橋健康福祉センター	347 件	340 件	362 件
	上板橋健康福祉センター	165 件	172 件	170 件
	赤塚健康福祉センター	318 件	347 件	336 件
	志村健康福祉センター	244 件	219 件	227 件
	高島平健康福祉センター	193 件	191 件	174 件
	小 計	1,267 件 (25.7%)	1,269 件 (24.1%)	1,269 件 (24.8%)
戸籍住民課	証明係(区役所総合窓口)	1,847 件	1,979 件	1,948 件
	仲町区民事務所	162 件	160 件	191 件
	常盤台区民事務所	313 件	379 件	323 件
	志村坂上区民事務所	481 件	535 件	522 件
	蓮根区民事務所	98 件	128 件	114 件
	下赤塚区民事務所	421 件	463 件	449 件
	高島平区民事務所	333 件	355 件	291 件
	小 計	3,655 件 (74.3%)	3,999 件 (75.9%)	3,838 件 (75.2%)
総 数	4,922 件	5,268 件	5,107 件	

※電子申請サービスによる交付件数及び再交付件数を含む。

区では、日本語の理解が困難な外国籍住民の妊婦等を対象に、交付した母子健康手帳の参考として、外国語が併記されている母子健康手帳を健康推進課で配付している。他の母子健康手帳交付窓口では、外国語版母子健康手帳を配付していないため、希望する場合は改めて別の窓口を受け取りに行かなくてはならない。

外国語版母子健康手帳については、健康推進課のみで配付するのではなく、すべての母子健康手帳交付窓口においても受け取ることができるよう、工夫されたい。

平成 23～25 年度における外国語版母子健康手帳の交付状況は、図表 6 のとおりである。

図表 6 外国語版母子健康手帳の交付状況

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交付件数		78 件	79 件	53 件
内 訳	英語	22 件	33 件	24 件
	中国語	39 件	31 件	20 件
	ハングル	2 件	5 件	2 件
	タガログ語	6 件	7 件	3 件
	スペイン語	3 件	2 件	1 件
	タイ語	1 件	1 件	1 件
	ポルトガル語	1 件	0 件	0 件
	インドネシア語	4 件	0 件	2 件

健康推進課では、平成 24 年度の母子健康手帳改正に伴い、点字版母子健康手帳を平成 25 年度に 1 冊購入し、健康福祉センターから問い合わせがあった際のために備えている。必要とする人に必要な情報が確実に伝わるよう、点字版母子健康手帳の利用方法に関する情報を区ホームページ等で周知を行われたい。

今年 1 月に設立した電子母子健康手帳標準化委員会（公益社団法人日本産婦人科医会）では、母子健康手帳の電子化により、電子母子健康手帳に記録する内容やデータの記録方法を統一化し、自治体や医療機関などが医療データとして活用できる仕組みの実現などを目指すとしている。

また、千葉県柏市では、スマートフォン版の母子健康手帳の実用化に向け、実証実験を行うなど、電子版の母子健康手帳についての取組も報

道されている。

区においては、母子健康手帳の電子化について、国や他自治体等の動向を注視されたい。

## (2) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は妊婦の健康管理の充実を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的としている。

厚生労働省通知<sup>6</sup>によると、妊婦健康診査の受診回数を 13 回から 14 回程度とし、公費負担についても 14 回程度行われることが望ましいと示している。区は、妊婦健康診査の 14 回分<sup>7</sup> の検査費用の一部について助成を行っている。

また、同通知では、超音波検査は、妊娠 23 週までの間に 2 回、24 週から 35 週までの間に 1 回、36 週以降に 1 回の実施を例示しており、公費負担となる検査項目の設定にあたって参酌されたいとしている。

区においては、超音波検査 1 回分の検査費用の一部について助成を行っているが、他区では、超音波検査について 2 回若しくは 3 回分を公費負担しているところがある。地域的、社会的又は経済的条件等により、健康診査を受けられない妊婦がいないように配慮する必要がある。安心・安全に出産を迎えるために、妊婦健康診査の検査内容、公費負担の回数が妥当なものであるか、他自治体の取組を参考とし、適切な支援を提供されたい。

平成 25 年度における妊婦健康診査の検査内容等の状況は図表 7、平成 23～25 年度における妊婦健康診査受診件数等の推移は図表 8 のとおりである。

---

<sup>6</sup> 「妊婦健康診査の実施について」(平成 21 年 2 月 27 日付け雇児母第 0227001 号)

<sup>7</sup> 区は、平成 19 年度については、妊婦健康診査受診票(妊娠前期・後期)2 回、後期妊婦健康診査助成金 2 回について公費負担を行っていたが、平成 20 年度からは、後期妊婦健康診査助成金を廃止し、妊婦健康診査受診票の回数を 14 回に拡大した。

図表 7 平成 25 年度における妊婦健康診査の検査内容等の状況

受診票の種類	検査内容	平成 25 年度 公費負担額
妊婦健康診査受診票 1 回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 問診</li> <li>* 体重測定</li> <li>* 血圧測定</li> <li>* 尿検査（糖、蛋白定性）</li> <li>* 血液検査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血液型（ABO 型、Rh（D）型）</li> <li>・ 貧血</li> <li>・ 血糖</li> <li>・ 不規則抗体</li> <li>・ 梅毒（梅毒血清反応検査）</li> <li>・ B 型肝炎（HBs 抗原検査）</li> <li>・ 風疹（風疹抗体価検査）</li> </ul> </li> </ul>	8,440 円
妊婦健康診査受診票 2～14 回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 問診</li> <li>* 体重測定</li> <li>* 血圧測定</li> <li>* 尿検査</li> <li>* 保健指導</li> </ul> 以下、週数に応じ各回 1 項目に限り検査できます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* クラミジア抗原</li> <li>* C 型肝炎</li> <li>* 経膈超音波</li> <li>* HTLV-1 抗体</li> <li>* 貧血</li> <li>* 血糖</li> <li>* B 群溶連菌</li> <li>* NST（ノンストレステスト）</li> </ul>	5,150 円
妊婦超音波検査受診票	経腹超音波法による検査	5,300 円

※参考 区ホームページ

図表 8 妊婦健康診査受診件数等の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康診査受診件数 （1 回目）	4,306 件	4,656 件	4,626 件
妊婦健康診査受診件数 （2～14 回目）	41,225 件	43,595 件	43,995 件
超音波検査受診件数	3,021 件	3,196 件	3,389 件

区では、出産のため東京都外の実家に里帰りする等の理由で、都内の契約医療機関以外（都外医療機関又は助産所等）で妊婦健康診査を受診したために、妊婦健康診査受診票が使用できなかった区民に対して、妊婦健康診査費用の一部を助成している。

平成23～25年度における里帰り等妊婦健康診査助成件数等の推移は、図表9のとおりである。

図表9 里帰り等妊婦健康診査助成件数等の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
申請件数	987件	953件	945件
妊婦健康診査助成件数 (超音波検査を含む。)	5,855件	5,657件	5,447件

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第10次報告)」(厚生労働省)<sup>8</sup>によると、心中以外の虐待死事例49例(51人)においては、主たる加害者は「実母」が38人(74.5%)と最も多かった。死亡時点における子どもの年齢は、「0歳」が22人(43.1%)、「1歳」が7人(13.7%)、「2歳」が3人(5.9%)であり、3歳未満が6割を超えていた。実母の妊娠期に抱える問題については、「妊婦健康診査の未受診」、「母子健康手帳の未発行」、「望まない妊娠」が多かった。

本報告書では、地方公共団体に対して、「望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知」、「妊婦健康診査の受診に係る啓発の強化」、「妊娠期からの保健、医療、福祉分野における、それぞれの確実な対応と連携の強化」など、「虐待の発生及び深刻化予防」を提言している。

区においては、特定妊婦を支援する手順を示したフローチャートを作

<sup>8</sup> 児童虐待の防止等に関する法律に基づき、虐待による死亡事例等の検証を「社会福祉審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において実施している。本報告は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの児童虐待死78例(90人)についてを対象としている。

成しており、受理した妊娠届出書に基づき、健康福祉センターの保健師が対応している。妊婦が早期の妊娠届出を行うことにより、適切な母子保健サービスの提供や関係機関との連携による支援も可能となる。

厚生労働省では、国民運動計画「健やか親子 21」において、妊娠 11 週以内<sup>9</sup> の妊娠届出を推奨している。

区における妊娠届出者の妊娠週（月）数をみると、満 11 週以内（第 3 月以内）での妊娠の届出率は、平成 23 年度 88.0%、平成 24 年度 90.7%、平成 25 年度 89.5%であった。

平成 23～25 年度における妊娠週（月）数別妊娠届出者数の推移は、図表 10 のとおりである。

図表 10 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の推移

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満 11 週以内 （第 3 月以内）	4,140 人	4,583 人	4,404 人
	満 12～満 19 週 （第 4～5 月）	414 人	366 人	389 人
	満 20～満 27 週 （第 6～7 月）	54 人	40 人	30 人
	満 28 週～分娩まで （第 8 月～分娩まで）	21 人	23 人	26 人
	分娩後	0 人	1 人	0 人
	不 詳	73 人	40 人	69 人
総 数		4,702 人	5,053 人	4,918 人

※不詳…妊娠届出書欄の妊娠週数等が未記入のもの。

特定妊婦を把握し、継続的に支援を行うためには、妊娠を診断する産科医療機関との連携を欠くことはできない。区内産科医療機関に勤務する助産師の要望により、平成 20 年度から健康推進課が事務局となり、

<sup>9</sup> 住民自らの行動の指標として「妊娠 11 週以下での妊娠の届出率 100%」という目標を設定し、早期の妊娠届出の勧奨に取り組んでいる。



産科医療機関助産師と健康福祉センター、子ども家庭支援センター及び女性健康支援センターとの情報連絡会を年1回不定期で実施している。

経済的な不安などを抱える妊婦に対しては、福祉事務所などの関係各課との連携による支援や妊娠や出産に関するきめ細かな相談体制を整える必要がある。

現在、妊婦健康診査に関する周知は、母子健康手帳交付時に同封しているチラシ、区ホームページ等で行っている。妊婦健康診査は、母体と胎児の健康を確かめる大事な検査である。妊婦健康診査を受診することの重要性について、妊婦等に対する周知、広報に積極的に取り組まれない。

### (3) 母親学級及び両親学級等

母子保健法には、区は、母性・乳幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、地域住民の活動を支援することにより、母子保健に関する知識の普及に努めることなどが規定されている。

健康福祉センターでは、概ね妊娠24週以降の妊婦を対象に「母親学級」、初めて新生児を迎える妊婦とその配偶者を対象に「両親学級」、妊産婦とその家族を対象に「妊産婦講演会」などを実施している。また、健康推進課では、妊娠24週以降の妊婦とその配偶者を対象に「プレママ・プレパパコース」を開催している。

母親学級は平日（3日制）、両親学級は平日若しくは土曜日、プレママ・プレパパコースは土曜日に開催している。健康福祉センターでは、母親学級等の実施日が重ならないように健康福祉センター間において日程調整を行っている。

所管課によると、母親学級、両親学級等の夜間実施は、母体保護の観点や体に変調をきたした場合、医療機関の対応も難しいことから望ましくないとしている。また、参加者からのアンケート結果では、夜間や日

曜日の開催を希望する意見がなかったことも実施しない理由としている。

母親学級、両親学級等の各種講座に参加しなかった妊婦や配偶者に対して、実施時期などについての意見を聴取することは難しい。例えば、妊娠届の面談時を利用して、実施時期の希望について調査するなど、ニーズをくみ取り、適切な時期の開催を検討されたい。

母親学級、両親学級については、申込みの際に、申込者に対して、持参してもらうものの確認など個々に対応する項目が多いこと、先着順のため、電子メールによる申込みは受付順位を決めることが難しいことを理由に、電話若しくは窓口での受付のみとしている。

プレママ・プレパパコースは、事業を委託している公益社団法人板橋区医師会に往復はがきで申し込み、多数申込みの場合は抽選としている。

一方、子ども政策課の「児童館プレママ&パパ講座」<sup>10</sup>は、往復はがき又は電子申請サービスによる申込みを受け付け、定員を超える場合は抽選を行っている。

電話や窓口による申込みは、平日の午前8時30分から午後5時までとなっており、利便性が高いとは言い難い。電子申請サービスは、システムの定期メンテナンスを除き、24時間365日の利用が可能であり、利用者がいつでも申込みをできるメリットがある。

申込みの際、事業の内容によっては、申込者本人の希望を細かく確認しながら直接受付を行うことが望ましい事業もある。

各種事業の申込みについては、母子保健サービスを利用する年齢層がパソコンや携帯電話・スマートフォンを利用している世代でもあることを考慮し、電子申請サービス等のインターネットを活用した方法を検討されたい。

---

<sup>10</sup> 初めて母親、父親となる区民を対象に、出産前に妊婦が抱える不安や悩みを軽減し、子育ての楽しさを感じてもらえることを目的に行っている。

## ① 母親学級

母親学級は産科医療機関や民間企業でも行われているが、行政が実施する母親学級には、母子保健サービスの紹介や制度の利用方法、地域での母親同士の交流の支援などを目的に実施している。

平成 25 年度における母親学級の内容は、図表 11 のとおりである。

図表 11 母親学級の内容

1 回目 講義・実技（助産師）	2 回目 講義（歯科医師・栄養士）	3 回目 講義・実技（保健師）
①妊娠中の体の変化とお産の進み方 ②妊婦体操 ③乳房の手当ての仕方	①母と子の歯科衛生 ②妊産婦の栄養のとり方と料理の紹介、試食	①新生児のお風呂の入れ方 ②育児用品の準備と子育てについて ほか 《両親学級と合同開催》

※参考 「平成 25 年度初めて赤ちゃんを迎えるお母さん・お父さんの準備 母親学級・両親学級のご案内」（チラシ）

「東京都板橋区母親学級事務取扱要領」では、健康福祉センター所長は、「保健指導の内容、知識の普及の内容、利用者の年齢分布、アンケート結果などを検討し、事業の効果及び効率について評価し、今後の母親学級の実施及び母子の健康づくりに関する基礎資料とする。」と定めている。

アンケートの書式は、健康生きがい部（保健所）保健師母子班会議<sup>11</sup>（以下、「母子班会議」という。）で作成したものを各健康福祉センターが質問事項等を変更して使用しているため、全健康福祉センターのアンケート結果を集計した資料はない。健康福祉センターによると、母子班会議において、事業の評価や計画の見直しを行っており、事業内容の差などは生じないとしている。

「平成 26 年版男女共同参画白書」（内閣府）によると、女性の年齢

<sup>11</sup> 健康推進課及び健康福祉センターの保健師による母子保健事業に関する業務調整連絡会。

階級別労働力率<sup>12</sup>については、25～29歳では昭和50年（1975年）42.6%から平成25年79.0%に、30～34歳では昭和50年43.9%から平成25年70.1%に増加している。また、昭和55年以降、共働き世帯は年々増加しており、平成25年には共働き世帯が1,065万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が745万世帯となっている。

他区では、働いている妊婦を対象に土曜日若しくは日曜日に開催したり、出産予定日が同じ時期の妊婦を対象に母親学級を行ったりしている。

母親学級は、東京都から特別区に保健所が移管された昭和50年度以前から実施している事業である。時代とともに、ライフスタイルが多様化し、区民のニーズも変化していることから、より効果的に事業を実施するために、アンケート結果などの評価を反映したカリキュラムの構築に努めるとともに、事業の実施方法について工夫されたい。

平成23～25年度における母親学級の実施状況は、図表12のとおりである。

図表12 母親学級の実施状況

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
板橋健康福祉センター	7回 156人	7回 174人	7回 173人
上板橋健康福祉センター	6回 94人	6回 102人	6回 83人
赤塚健康福祉センター	7回 110人	7回 105人	7回 111人
志村健康福祉センター	7回 129人	7回 134人	7回 138人
高島平健康福祉センター	6回 82人	6回 95人	6回 94人
計	33回 571人	33回 610人	33回 599人

<sup>12</sup> 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

## ② 両親学級

両親学級は、父親に対しても妊娠、出産及び育児等についての知識の普及・技術指導を行うことにより、父親としての心構えを習得することを目的としている。

平成 25 年度実施した両親学級の父親の参加状況をみると、土曜日の参加者数は平日の参加者数を上回っており、定員を超える申込みが多い。

健康福祉センター毎に参加者アンケートの設問が異なるため、一部の意見集約となるが、「参加した理由（動機）」（複数回答可）の設問に対して、「平日に参加できない」、「土曜日開催だったため」との意見も半数以上あった。

また、参加者の満足度は高い。特に、新生児のお風呂の入れ方や抱っこ・お着替え体験は、役立つとの意見が多く見受けられた。

東京都では、平成 7 年から「父親ハンドブック」を発行しており、区のホームページにおいても、東京都保健福祉局への関連リンクを設けている。

妊娠期間中は、女性だけでなく、男性にとっても親となるための大切な準備期間である。両親学級参加者のアンケート回答には、父親の参加動機として「妻に誘われたから」といった理由もあったが、「二人で決めたから」という理由も見受けられた。

父親も参加する両親学級は、父親が出産・育児等にかかわる貴重な機会であり、近所に住む出産を控えた親たちの集まりの場でもある。父親が参加しやすい講座の企画、情報提供について更に検討されたい。

平成 25 年度における両親学級の平日・土曜日の実施状況は図表 13、平成 23～25 年度における両親学級の実施状況は図表 14 のとおりである。

図表 13 平成 25 年度両親学級の平日・土曜日の実施状況

区 分	平日開催			土曜日開催		
	回数	参加者数	(再掲) 父親の 参加者数	回数	参加者数	(再掲) 父親の 参加者数
板橋健康福祉センター	8 回	147 人	73 人	4 回	232 人	116 人
上板橋健康福祉センター	6 回	76 人	38 人	2 回	97 人	49 人
赤塚健康福祉センター	7 回	100 人	50 人	4 回	232 人	116 人
志村健康福祉センター	7 回	98 人	49 人	4 回	206 人	104 人
高島平健康福祉センター	6 回	76 人	38 人	3 回	151 人	75 人
計	34 回	497 人	248 人	17 回	918 人	460 人

図表 14 両親学級の実施状況

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
板橋健康福祉センター	12 回	394 人	12 回	380 人	12 回	379 人
上板橋健康福祉センター	9 回	182 人	9 回	197 人	8 回	173 人
赤塚健康福祉センター	12 回	285 人	12 回	306 人	11 回	332 人
志村健康福祉センター	12 回	315 人	12 回	294 人	11 回	304 人
高島平健康福祉センター	10 回	198 人	10 回	196 人	9 回	227 人
計	55 回	1,374 人	55 回	1,373 人	51 回	1,415 人

#### (4) 新生児<sup>13</sup> 等訪問指導

母子保健法では、新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導等を行うことが規定されている。「東京の母子保健」(東京都福祉保健局)によると、東京都においては、昭和 36 年度から新生児訪問指導、昭和 37 年度から妊産婦訪問指導を開始している。

<sup>13</sup> 出生後 28 日を経過しない乳児。

区は、国が平成 19 年 4 月に創設した「生後 4 か月までの全戸訪問事業」に伴い、平成 20 年度から委託契約をした子育てサポーター<sup>14</sup> が乳児のいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」<sup>15</sup>を開始した。

平成 24 年度までは、子育てサポーターが生後 1 か月半から 3 か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、近隣の育児支援情報を届ける「こんにちは赤ちゃん訪問」と、提出された出生通知票<sup>16</sup>をもとに生後 120 日以内の新生児及び乳児のいる家庭に、健康福祉センターの保健師又は区が委託している助産師が訪問し、新生児・乳児の体重測定や育児・産後の相談に応じる「新生児・産婦訪問指導」、「未熟児訪問」を行っていた。

平成 25 年度からは、子育てサポーターや保健師又は助産師が同一の家庭を重ねて訪問することを見直し、事業の名称についても、子育てサポーターによる訪問、保健師又は助産師による訪問を「こんにちは赤ちゃん訪問」に統一した。

#### ① こんにちは赤ちゃん訪問

子育てサポーターは出生通知票の提出がない家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行っている。出生通知票の提出がある場合は、出生通知票に記入されている新生児の状況、産婦の年齢や体調等から保健師又は助産師が訪問を行っている。

平成 25 年度「こんにちは赤ちゃん訪問」の対象者 4,498 人のうち、出生通知票の提出者は 2,980 人（66.3%）、出生通知票の未提出者は 1,518 人（33.7%）であった。

---

<sup>14</sup> 子育て支援サービスの担い手として必要な知識と技能を持った人材を養成する事業「板橋区子育て支援者養成講座」2 級過程修了者。

<sup>15</sup> 平成 21 年 4 月の児童福祉法改正により、乳児家庭全戸訪問事業として児童福祉法に位置付けられ、原則として乳児家庭全戸訪問事業の実施が規定された。

<sup>16</sup> 区では、母子保健サービスを提供するため、新生児の誕生後に母子健康手帳に添付している「出生通知票」の郵送、若しくは電子申請サービスによる届出をお願いしている。また、母子保健法第 18 条では、出生体重が 2500 g 未満の場合は保護者に届出を義務付けている。

新生児・産婦訪問指導等と子育てサポーターによる訪問の相違については、図表 15 のとおりである。

図表 15 新生児・産婦訪問指導等と子育てサポーターによる訪問の相違

区分	新生児・産婦訪問指導等	子育てサポーターによる訪問
根拠法令	母子保健法、児童福祉法	児童福祉法
対象	出生通知票や電話等により、新生児訪問を希望した生後 120 日以内の新生児・乳児のいる家庭	4 か月児健康診査の案内発送時点で、出生通知票が未到着又は「訪問の希望なし」の回答で、連絡が取れない家庭
訪問員	健康福祉センター保健師又は区が委託している助産師	子育てサポーター
支援内容	・新生児・乳児の発育状況や健康状態を確認し、授乳や育児等についての相談 ・地域の子育て支援情報等や相談できる場等の情報提供	出産後、不安や悩みがないか等、母親や新生児・乳児の様子を伺い、相談できる場所や地域の子育て支援情報等の提供
事前連絡	あり ※電話であらかじめ訪問日時を決める	あり ※はがきにより訪問日、訪問者名を連絡する
その他	室内での保健指導・支援	玄関先での訪問

※参考「赤ちゃん訪問に関するアンケート」（健康推進課）

子育てサポーターは、母親又は養育者と新生児又は乳児の心身の状況や養育環境等を把握するほか、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談や子育て支援に関しての情報提供などを行っている。訪問した家庭の支援記録は、月に 1 回、各健康福祉センターで開催される「こんにちは赤ちゃん連絡会」において、訪問結果の申し送りを行うなど、健康福祉センターの保健師による個別支援の必要性も確認している。

平成 25 年度の対象者数は、未熟児訪問など保健師が対応する家庭 95 人を除く、1,423 人であった。

平成 23～25 年度における子育てサポーターによる訪問件数等の推



移は、図表 16 のとおりである。

図表 16 子育てサポーターによる訪問件数等の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数	4,420 人	4,462 人	1,423 人
訪問件数（面会）	3,183 件	3,168 件	840 件
訪問件数（不在）	1,149 件	1,134 件	416 件
子育てサポーター数	25 人	25 人	13 人

健康福祉センターでは、区に住民登録のない産婦（区で里帰り出産をした産婦）については、産婦等からの依頼に応じて訪問指導を実施し、区外へ里帰りしている産婦についても、産婦等からの依頼により里帰り先での訪問指導が受けられるよう手続きを行っている。

平成 25 年度から訪問方法を見直したことにより、子育てサポーターによる訪問件数が減少し、保健師又は助産師による訪問件数が増加した。出生通知票の提出については、健康福祉センターで妊娠届を受理する際や母親学級等でも周知を行っているため、保健師又は助産師による訪問が更に増えることが想定される。

母親にとっては出産後の体調の変化、新しい家族を迎えての喜びや育児に対する不安や戸惑いも大きい時期である。保健師等にとっては新生児等訪問指導を通じて、出産後の母子と出会う大切な機会でもある。育児に対する不安を取り除き、安心して育児に臨むことができるよう支援を継続して行う必要がある。

平成 23～25 年度における新生児等訪問指導の推移は、図表 17 のとおりである。

図表 17 新生児等訪問指導の推移

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
新生児等	保健師による訪問	実人数	604 人	728 人	1,144 人
		延べ人数	775 人	976 人	1,392 人
	助産師による訪問	実人数	1,604 人	1,628 人	2,106 人
		延べ人数	1,669 人	1,695 人	2,146 人
未熟児	保健師による訪問	実人数	68 人	107 人	91 人
		延べ人数	88 人	163 人	145 人
妊産婦	保健師による訪問	実人数	665 人	873 人	1,193 人
		延べ人数	856 人	1,008 人	1,298 人

区は、平成 17 年度から新生児等訪問指導時にエジンバラ産後うつ病質問票<sup>17</sup>（以下、「E P D S」という。）に基づく質問を実施している。区における E P D S の導入は、板橋健康福祉センターの 4 か月児健康診査において平成 15 年 5 月から実施し、平成 19 年 12 月からはすべての健康福祉センターにおいて実施している。

E P D S の活用により、産後うつ病を早期に発見し、早期の対応が可能となる。支援が必要な産婦には保健師が家庭訪問・電話相談を行い、健康福祉センターの育児支援事業や必要に応じて医療機関の紹介を行っている。

平成 23～25 年度における E P D S の実施状況は、図表 18 のとおりである。

<sup>17</sup> 英国で開発された産後うつ病のスクリーニング票のこと。

図表 18 EPDSの実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保健師による実施分	607 件	737 件	1,097 件
助産師による実施分	1,625 件	1,656 件	2,084 件
実施件数合計	2,232 件	2,393 件	3,181 件
要支援対象者数	407 人	416 人	419 人
要支援対象者率	18.2 %	17.4 %	13.2 %

健康推進課によると、助産師の確保が年々厳しくなっているという。

また、助産師による訪問や子育てサポーターによる訪問の際、支援が必要と認められる場合には、健康福祉センターの保健師による継続的な支援が行われるため、保健師の負担の増大も懸念されるとしている。

保健師の配置については、法令等による基準はない。取扱件数の増大に伴うマンパワーの確保は今後の課題である。

平成 5 年度健康福祉センターにおける保健師現員は 51 人、母子に関する個別支援活動件数は延べ 7,024 件であった。平成 25 年 4 月 1 日現在、保健師現員は、51 人（うち、育休者 5 人を含む。）で 20 年前とほぼ変わらない人員体制だが、母子に関する個別支援活動件数は、18,693 件増の延べ 25,717 件であった。

平成 23～25 年度における健康福祉センターの保健師定数等の推移は、図表 19 のとおりである。

図表 19 健康福祉センターの保健師定数等の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保健師定数	50 人	50 人	50 人
保健師現員 (うち育休者及び 病欠者数)	50 人 ( 6 人)	50 人 ( 5 人)	51 人 ( 5 人)
母子に関する個別 支援活動延べ件数	24,074 件	22,598 件	25,717 件

※各年度 4 月 1 日現在。

保健師には、妊婦・乳幼児から高齢者まで、個人及び家族、地域住民を対象とし、健康増進、疾病予防、早期発見、リハビリテーションまでの健康の各レベルに応じた相談支援を行う役割がある。

平成 22 年 4 月から保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、新人保健師研修が努力義務となり、平成 23 年 2 月には厚生労働省から新人保健師研修に対する基本的な考え方や研修体制などが「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」において示されるなど、現任教育による資質の向上が求められている。

区では、平成 24 年 2 月に「板橋区保健師人材育成マニュアル（新任期）」を作成し、新人保健師教育を計画的に実施していくための基本的な考え方や教育体制の構築に取り組んでいる。平成 26 年度における勤務別年数をみると、初任期（1～5 年）15 人、中堅期（6～19 年）20 人、管理期（20 年以上）16 人となっており、今後は中堅期以降のスキルアップについても計画的に行われることを期待する。

## ② 産後の育児支援事業

産後の育児支援事業は、母親が安心して育児ができるよう、出産退院後の産婦の休養及び適切な育児を支援することを目的に、平成 11 年度から区独自の制度として実施している。

生後 28 日以内の新生児の沐浴指導（お風呂の入れ方）や、産後 120 日以内の母親の乳房の管理（母乳育児のアドバイス）を区が委託した助産師が訪問して行っている。

平成 25 年度、4 か月児健康診査対象者（平成 25 年 7 月生まれ）のいる家庭を対象に実施したアンケート結果によると、「里帰りしていたため利用ができなかった」、「乳房の管理は離乳食が始まる頃までであると安心できる」との意見が寄せられていた。

産科医療機関で実施している 1 か月児健康診査は、出産した医療機関で受診することが多いため、里帰り期間が長期化することも想定される。遠方に里帰り出産している場合、沐浴指導については、利用期間が生後 28 日以内の新生児のいる家庭を対象としているため、利用することは難しい。

沐浴指導（乳房管理指導とのセット分を含む）の利用状況をみると、平成 23 年度 19 件、平成 24 年度 19 件、平成 25 年度 37 件と出生数と比べると 1 %未満の利用である。

沐浴指導等の育児支援を必要としている家庭に周知が適切に行われているか、利用状況を分析し、利用期間の延長等、産後の育児支援として、より効果的な事業展開を検討されたい。

平成 23～25 年度における産後の育児支援事業の実施状況は、図表 20 のとおりである。

図表 20 産後の育児支援事業の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
沐浴指導	12 件	11 件	20 件
乳房管理指導	601 件	632 件	727 件
沐浴指導・乳房管理指導セット	7 件	8 件	17 件
助産師数	18 人	17 人	20 人

### ③ 離乳食訪問お助け隊事業

離乳食訪問お助け隊事業は、生後5か月から離乳完了（18か月）頃の乳幼児を育児する保護者を対象に平成20年9月から開始した。区の専門研修を受講した栄養士が、保護者の自宅に訪問し、離乳食の作り方や栄養相談などのアドバイスを行っている。

健康推進課によると、訪問事業を通じて、離乳食メニューのマンネリ化の悩みや離乳食と大人の食事を別々に作るなどの苦勞をしている状況が見受けられたという。離乳食に対する保護者の不安解消と家族を含めた食生活改善を図るため、平成21年度に大人の料理から取り分けて離乳食を作ることができるメニューを載せた「離乳食レシピカード（和食編）」、平成22年度には「離乳食レシピカード（洋食編）」を作成し、区ホームページで紹介している。

平成22年4月から平成24年8月まで実施していた利用者アンケートの結果によると、「大変参考になった」又は「参考になった」と回答した利用者が9割を占めていた。

申込みの窓口となっている健康福祉センターによると、外国籍住民からの離乳食訪問お助け隊事業への依頼が増えているが、文化や言語等の違いから十分な支援が行えない場合があるという。今後も外国籍住民からの依頼が見込まれるのであれば、適切な支援を行うための対応を検討されたい。

平成23～25年度における離乳食訪問お助け隊訪問件数等の推移は、図表21のとおりである。

図表 21 離乳食訪問お助け隊訪問件数等の推移

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数		176 件	167 件	202 件
内 訳	5～6 か月児	36 件 (20.5%)	32 件 (19.2%)	46 件 (22.8%)
	7～8 か月児	52 件 (29.5%)	60 件 (35.9%)	61 件 (30.2%)
	9～10 か月児	53 件 (30.1%)	47 件 (28.1%)	54 件 (26.7%)
	11～18 か月児	35 件 (19.9%)	28 件 (16.8%)	41 件 (20.3%)
栄養士数		15 人	15 人	14 人

### 3 子どもの健康の確保と相談支援体制に関する事業

#### (1) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、疾病や障がいを早期発見し、早期治療、療育に結び付けるとともに、保健・栄養相談及び指導等を行うことにより、保護者の育児不安の解消を図ることを目的としている。

母子保健法第 12 条では、1 歳 6 か月児及び 3 歳児に対し、健康診査を行わなければならないとしており、同法第 13 条で必要に応じて健康診査の実施又は勧奨を行うことが規定されている。

健康診査の方法は、健康福祉センターで行う「集団健康診査」と、区と委託契約を締結している医療機関で受ける「個別健康診査」の 2 種類がある。

区が実施している乳幼児の健康診査は、図表 22 のとおりである。



図表 22 乳幼児の健康診査

健康診査名	実施場所	対象者	健康診査の内容	お知らせの方法
4 か月児健康診査	健康福祉センター	4 か月児	問診、身体測定、診察、育児・栄養相談	2 か月になる月の下旬に郵送
6 か月児健康診査	都内契約医療機関	6～7 か月児 (6 か月になる日から8 か月になる前日まで)	身体測定、診察、保健指導	
9 か月児健康診査		9～10 か月児 (9 か月になる日から11 か月になる前日まで)		
1 歳 6 か月児健康診査	区内契約医療機関	1 歳 6 か月児～1 歳 11 か月児 (1 歳 6 か月から2 歳になる前日まで)	身体測定、診察、保健指導	1 歳 5 か月になる月の下旬に郵送
1 歳 6 か月児歯科健康診査	健康福祉センター		3 歳児	
3 歳児健康診査		3 歳児	問診、身体測定、診察、尿検査、歯科健診、視力検査、聴力検査、育児・栄養・心理相談	2 歳 11 か月になる月の下旬に郵送
4 歳・5 歳児健康診査		4 歳・5 歳児(保育園・幼稚園児は除く)	歯科健診、歯みがき相談	随時、広報いたばしに掲載
乳幼児歯科健康診査		就学前まで	歯科健診、歯みがき相談	ホームページ掲載

※参考 区ホームページ

健康診査の一覧は、母子健康手帳交付の際に配付している「いたばし子育て情報ブック」に「母と子の健康カレンダー」として掲載しているほか、区ホームページ等で案内している。また、対象者に対しては、受診する時期に、健康診査のお知らせや受診票などを送付している。

ただし、区外からの転入者に対しては、転入した時期によって健康診査や予防接種などの母子保健事業に関する案内が送付されないこともある。乳幼児のいる転入世帯については、もれなく母子保健事業に関する情報を伝えることが望ましい。

健康診査や予防接種については、保護者にとっては自分の子どもが、



健康福祉センターでは、健康診査の問診時に悩みごとの有無をチェックする欄があり、例えば、アレルギーに関する事など、保護者が今、困っていることをデータに蓄積し、全体の傾向をつかみ、保健指導や母子保健事業に結び付けることも今後は可能であるとしている。

保健衛生システムに蓄積されたデータを母子保健事業に活用するにあたっては、個人情報保護を厳格に行い、個人情報の取扱いについて、十分に注意喚起を行われたい。

健康福祉センターで実施している健康診査（4か月児健康診査、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査）については、健康診査を受診しなかった乳幼児の保護者への対応フローチャート（以下、「健康診査未受診者対応チャート」という。）を作成し、子どもの状況を確認している。健康診査には、子どもの疾病や障がいの早期発見だけでなく、母親の健康状態の把握や子育て支援サービスの情報提供、虐待予防の役割もある。

健康福祉センターでは、健康診査未受診者対応チャートに基づき、未来所者の台帳を作成し、住民登録の有無、電話による受診勧奨、家庭訪問や関係部署との連携などのきめ細かな対応を行っている。

厚生労働省が全国の自治体に対して実施した「居住実態が把握できない児童に関する調査」<sup>18</sup>によると、区における居所不明児数は、平成26年5月1日時点で27人であった。なお、9月1日時点においては、子ども家庭支援センターによる訪問等調査の結果、居所不明であった27人の所在が確認されている。

所管課においては、引き続き未受診者の状況を把握し、関係部署との連携を密にし、適切な対応を行う必要がある。

平成25年度乳幼児健康診査の受診勧奨者数等の状況は、図表24のと

---

<sup>18</sup> 住民基本台帳に登録されている18歳未満で、乳幼児健康診査や新生児訪問、予防接種などの行政サービスを受けていない未就学児、児童手当を受けていないなどで就学状況が把握できない児童などを対象とした居住実態調査。

おりである。

図表 24 平成 25 年度乳幼児健康診査の受診勧奨者数等の状況

区 分	4 か月児健康診査	1 歳 6 か月児 歯科健康診査	3 歳児健康診査
対象者数	4,704 人	4,258 人	4,241 人
当初受診者数 (受診率)	4,465 人 (94.9%)	3,793 人 (89.1%)	3,769 人 (88.9%)
受診勧奨者数	239 人	465 人	472 人
勧奨後受診者数 (受診率)	17 人 (0.4%)	140 人 (3.3%)	248 人 (5.8%)
最終受診者数 (受診率)	4,482 人 (95.3%)	3,933 人 (92.4%)	4,017 人 (94.7%)

現在、区で配付している母子保健サービスに関する外国語の案内は、「外国語版母子健康手帳」、「外国籍住民のための生活情報」（文化・国際交流課）、「こんにちは赤ちゃん事業の案内」（健康推進課）、「赤ちゃん和妈妈の「健やかガイド」」（板橋健康福祉センター）の 4 種類がある。「赤ちゃん和妈妈の「健やかガイド」」は板橋健康福祉センターのみで作成しており、新生児等訪問や個別相談の際に必要なに応じて渡している。

他区では、外国籍住民の保護者に対して、4 か月児健康診査と B C G 接種の案内状に英語、中国語、ハングルを併記するなどの配慮を行っている。

また、東京都では都内に在住する外国人のために、外国語で診療できる医療機関や、日本の医療制度について、相談員が電話で案内する「外国語による医療情報サービス」を行っている。

健康福祉センターによると、外国籍住民の健康診査未受診者のなかには、自国の保健制度に乳幼児健康診査などの母子保健サービスがない、あるいは帰国した際に自国で健康診査を受診したなどの理由から、受診しない場合もあるという。

乳幼児健康診査は、すべての乳幼児が健康で順調に育っているか、成

長や発達の上で心配事や病気がないかを調べ、子育てのアドバイスを  
 する機会でもある。外国籍住民の保護者に対して、健康診査について理解  
 してもらうための案内や、健康診査勧奨に関する通知の外国語の併記な  
 どもを検討されたい。

① 4か月児健康診査

首がすわるなど比較的わかりやすい発達上の指標のある4か月児  
 を対象に健康診査を行い、疾病や障がいを早期に発見し、早期治療、  
 療育に結び付け、保健指導や栄養相談等を行い、保護者の育児不安  
 を解消することを目的に健康福祉センターにおいて実施している。

平成23～25年度における4か月児健康診査の受診状況は、図表25  
 のとおりである。

図表25 4か月児健康診査の受診状況

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施回数	153回	155回	155回
対象者数	4,414人	4,426人	4,704人
受診者数	4,303人	4,324人	4,482人
受診率	97.5%	97.7%	95.3%

② 6か月児健康診査、9か月児健康診査

6か月児、9か月児健康診査については、昭和49年度に妊産婦・  
 乳幼児健康診査の医療機関への委託が認められたこと、乳児期は心  
 身の発育が大きい時期であり、健康の保持を図ることは生涯を通じ  
 た健康づくりの基礎となることから都内の医療機関に委託して実施  
 している。

平成23～25年度における6か月児健康診査の受診状況は図表26、  
 9か月児健康診査の受診状況は図表27のとおりである。

図表 26 6 か月児健康診査の受診状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数	4,414 人	4,426 人	4,704 人
受診者数	4,067 人	3,935 人	4,206 人
受診率	92.1 %	88.9 %	89.4 %

※各年度とも、対象者数は 4 か月児健康診査対象者数である。

図表 27 9 か月児健康診査の受診状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数	4,414 人	4,426 人	4,704 人
受診者数	3,875 人	3,842 人	4,094 人
受診率	87.8 %	86.8 %	87.0 %

※各年度とも、対象者数は 4 か月児健康診査対象者数である。

### ③ 1 歳 6 か月児健康診査

歩行やことば等の発達を確認できる 1 歳 6 か月の時期に健康診査を実施することにより、運動機能、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な保健指導等を行い、健康の保持増進を図ることを目的に区内の医療機関に委託して実施している。

また、乳歯のう蝕<sup>しよく</sup>（むし歯）の予防を図ることなどを目的に歯科健康診査を健康福祉センターにおいて実施している。

平成 23～25 年度における 1 歳 6 か月児健康診査の受診状況は図表 28、1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診状況は図表 29 のとおりである。

図表 28 1歳6か月児健康診査の受診状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数	4,299 人	4,385 人	4,294 人
受診者数	3,878 人	4,036 人	3,897 人
受診率	90.2 %	92.0 %	90.8 %

図表 29 1歳6か月児歯科健康診査の受診状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数	102 回	102 回	102 回
対象者数	4,299 人	4,385 人	4,258 人
受診者数	3,810 人	4,072 人	3,933 人
受診率	88.6 %	92.9 %	92.4 %

区では、1歳6か月児歯科健康診査時に、気管支ぜん息発症の予防、早期発見を目的として、乳幼児呼吸器健康診査（一次健康診査）を実施している。一次健康診査においては、健康福祉センターの保健師による問診及び指導を行い、「ぜん息発症の可能性が高い」と判断された幼児を対象に二次健康診査の案内を行っている。

二次健康診査は、月1回、板橋、赤塚、志村健康福祉センターのいずれかを会場とし、専門医による診察、保健師、栄養士、環境衛生監視員による指導を実施している。

平成25年度一次健康診査を受診した結果、「ぜん息の可能性が高い」と判断された幼児921人のうち、既に治療中であった幼児172人を除く749人が二次健康診査の対象であった。そのうち、二次健康診査の予約をした者が226人、実際に受診した者は141人で、予約者数に対する受診率は62.4%、二次健康診査の対象者数に対する受診率は18.8%にとどまっている。

予防対策課では、二次健康診査未受診者に対して、ぜん息等に関する生活情報誌の配付を行いたい、としている。

乳幼児呼吸器健康診査では、ぜん息発症のリスク軽減を図り、重症化を予防するため、一次健康診査の問診で「ぜん息の可能性が高い」と判断された幼児を速やかに専門医の受診につなぐよう、二次健康診査の受診率向上などに取り組まれない。

平成 23～25 年度における乳幼児呼吸器健康診査の受診状況は、図表 30 のとおりである。



図表 30 乳幼児呼吸器健康診査の受診状況

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
一 次 健 康 診 査	発送件数	4,061 件	4,330 件	4,162 件	
	受診者数	3,805 人	4,045 人	3,932 人	
	リスクなし 0	1,292 人	934 人	811 人	
	リスク少 1-1	1,722 人	2,262 人	2,200 人	
	リスク高 1-2	791 人	849 人	921 人	
	内 訳	治療中	182 人	140 人	172 人
		要医療	0 人	0 人	0 人
		要健診予約済	167 人	220 人	207 人
		要健診予約無	30 人	36 人	28 人
		辞退	260 人	246 人	239 人
その他		152 人	207 人	275 人	
二 次 健 康 診 査	予定数	193 人	219 人	226 人	
	受診者数	139 人	139 人	141 人	
	受診率	72.0%	63.5%	62.4%	
	要指導	139 人	139 人	140 人	
	要医療	0 人	0 人	1 人	

※リスクなし 0…一次健康診査の結果、ぜん息の可能性が極めて低いことを示す。

※リスク少 1-1…一次健康診査の結果、ぜん息の可能性が低いことを示す。

※リスク高 1-2…一次健康診査の結果、ぜん息の可能性が高いことを示す。

※要健診予約済…二次健康診査に申込みをした人を示す。

※要健診予約無…二次健康診査を予約した後にキャンセルをした人を示す。

※その他…一次健康診査当日に二次健康診査の受診を保留にした人を示す。

#### ④ 3 歳児健康診査

疾病、身体発育、運動機能の発達、精神発達、生活習慣の観察及び診査、検尿、歯科健康診査を行い、心身の障がいを早期に発見するこ

とを目的に健康福祉センターにおいて実施している。健康診査において、異常の認められる者に対しては、専門医療機関への紹介、心理相談、個別相談、家庭訪問などにより対応している。

また、保護者が家庭において実施した視力検査（絵視標を用いた検査）、聴力検査（聞こえの確認検査）については、健康診査時にチェックし、異常の早期発見に努めている。

平成 23～25 年度における 3 歳児健康診査の受診状況は、図表 31 のとおりである。

図表 31 3 歳児健康診査の受診状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数	101 回	100 回	100 回
対象者数	4,199 人	4,064 人	4,241 人
受診者数	3,932 人	3,949 人	4,017 人
受診率	93.6 %	97.2 %	94.7 %

#### ⑤ 4 歳・5 歳児健康診査

健康福祉センターでは、保育園や幼稚園に通っていない 4 歳児、5 歳児に対して、歯科を含む身体面及び精神面の健康診査並びに保健指導を実施している。

対象者に対して受診票を送付する他の健康診査とは異なり、保護者が広報いたばし等から実施日を確認して健康福祉センターに来所している。所管課において、保育園や幼稚園に通っていない幼児を把握することは困難ではあるが、健康診査があることを知らずに受診できなかったということがないよう、周知方法については十分な配慮を行われない。

平成 23～25 年度における 4 歳・5 歳児健康診査の受診状況は、図

表 32 のとおりである。

図表 32 4 歳・5 歳児健康診査の受診状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診者数	23 人	31 人	24 人

## (2) 育児相談・育児支援

少子化や核家族化の進行により、育児に関する経験が少なく、相談する相手が身近にいないことから、育児に不安を抱いている子育て家庭も少なくない。子どもを健やかに産み、育てるために、出産前から支援し、出産後は早期から相談できる体制を整備することが大切である。

健康福祉センターでは、2、3 か月児とその保護者を対象に「2・3 か月児の母と子の会」を平成 19 年度<sup>19</sup> から実施している。育児相談による不安解消のほか、誕生日が近い乳児を育てている母親同士が交流することにより、育児に対する孤独感の解消、仲間づくりの支援を行っている。平成 25 年度における「2・3 か月児の母と子の会」は、健康福祉センターや集会所、児童館などを会場として、66 回実施し、延べ 1,104 人の参加があった。

また、健康福祉センターでは、新生児等訪問指導や 4 か月児健康診査などにおいて、母親との面談から試行的に開始した事業もある。

上板橋健康福祉センターでは、帝王切開で初めて出産し、出産後 6 か月くらいまでの母親と乳児を対象に、「帝王切開の出産体験を語りあいませんか」をテーマにグループで振り返る会を企画し、平成 22 年度から試行を続けている。出産体験に焦点を当て、母親の話を受け止める取組は、平成 23 年度から年 2 回試行により実施しており、平成 25 年度は 16 組が参加している。

<sup>19</sup> 板橋健康福祉センター及び志村健康福祉センターにおいて、平成 18 年度から試行し、平成 19 年度から 5 健康福祉センターで事業を開始した。

## ① 育児学級

概ね8か月までの乳児の保護者を対象に、離乳食のすすめ方や作り方を実演・実習するほか、歯や住まいに関する衛生についてのミニ講座を行っている。

保護者が育児学級を受講している間、一時保育者<sup>20</sup>が乳児を保育するサービスを設けている。保育サービスについては、保育する場所、一時保育者への謝礼等の関係で保育の定員を定めている。

健康福祉センターによると、参加者のほとんどが保育サービスを希望するため、育児学級を受講を数か月待つ状況が生じることもあるという。

離乳食を紹介したホームページのサイトは多くあるが、離乳食の作り方を間近で見て、実際に作り、試食することで、どのような味なのか、やわらかさはどのくらいがいいのかといった食感を得られることは心強いサポートとなる。他区においては、講義若しくは実演が中心となるが、区では実際に作ってみたいとわからないという母親の気持ちを重視し、実習を取り入れたカリキュラムを積極的に行っている。健康福祉センターのうち、高島平健康福祉センターには調理台がないため、参加者の実習を行っていなかったが、平成25年9月から調理方法を工夫し、簡単な実習を取り入れるなどの改善を行っている。

平成19年3月、厚生労働省が策定した「授乳・離乳の支援ガイド」によると、離乳食の開始時期は、5か月から6か月頃が適当と示している。

現在、キャンセルが発生した場合の対応については、各健康福祉センターにより異なっている。育児学級当日、乳児や母親の体調により、キャンセルすることが多いため、当日に繰り上がりの連絡を

---

<sup>20</sup> 「板橋区子育て支援者養成講座」を修了し、一時保育者として登録した者のこと。

行っている健康福祉センターもある。

育児学級については、離乳食を始める時期までにできるだけ多くの保護者が参加できるよう、会場の確保、保育サービスの提供方法、キャンセルする場合のルールを整備するなど、希望の時期に受講できるように、更に工夫を重ねられたい。

また、育児学級などの集団で実施する離乳食講習会とは異なるが、個々の相談内容に応じた具体的な対応が可能となる離乳食訪問お助け隊事業についての周知も引き続き行われたい。

平成 23～25 年度における育児学級の実施状況は、図表 33 のとおりである。

図表 33 育児学級の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
板橋健康福祉センター	12 回 239 人	12 回 221 人	12 回 256 人
上板橋健康福祉センター	12 回 167 人	12 回 163 人	11 回 167 人
赤塚健康福祉センター	12 回 230 人	12 回 224 人	12 回 221 人
志村健康福祉センター	12 回 245 人	12 回 245 人	12 回 240 人
高島平健康福祉センター	10 回 165 人	10 回 147 人	9 回 150 人
計	58 回 1,046 人	58 回 1,000 人	56 回 1,034 人

## ② 育児相談

乳幼児の健やかな育成のために、身体発育、精神発達、保護者の育児不安について、保健師、栄養士、歯科衛生士などが相談に応じている。育児相談は健康福祉センターのほか、集会所や児童館に出張して行っている。

相談内容は、乳幼児の体重や身長などの育ち具合に関するものが多いという。現在、どのような相談が寄せられたか、内容に関する

件数の取りまとめを行ってはいないが、保護者が育児においてどのような支援が必要なのかを把握し、育児支援の内容に応じて、子育て支援関連部署と連携し、各種事業に反映されたい。

平成 23～25 年度における育児相談の実施状況は図表 34、出張育児相談の実施状況は図表 35 のとおりである。

図表 34 育児相談の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
板橋健康福祉センター	24 回 2,182 人	24 回 2,140 人	24 回 2,152 人
上板橋健康福祉センター	24 回 982 人	24 回 1,010 人	22 回 1,036 人
赤塚健康福祉センター	24 回 1,467 人	24 回 1,520 人	24 回 1,361 人
志村健康福祉センター	24 回 1,663 人	24 回 2,814 人	24 回 1,747 人
高島平健康福祉センター	24 回 1,110 人	24 回 1,245 人	24 回 1,072 人
計	120 回 7,404 人	120 回 8,729 人	118 回 7,368 人

図表 35 出張育児相談の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
板橋健康福祉センター	37 回 883 人	27 回 488 人	22 回 241 人
上板橋健康福祉センター	12 回 556 人	12 回 511 人	12 回 453 人
赤塚健康福祉センター	57 回 572 人	44 回 442 人	43 回 429 人
志村健康福祉センター	62 回 1,528 人	64 回 3,795 人	32 回 1,318 人
高島平健康福祉センター	12 回 142 人	12 回 201 人	12 回 123 人
計	180 回 3,681 人	159 回 5,437 人	121 回 2,564 人

### ③ 育児不安を抱える母親のための支援

子育てに不安を感じている母親を対象に、グループワークにより

育児不安を軽減することなどを目的として、平成 16 年度<sup>21</sup> から「育児不安を抱える母親のためのグループ支援」（「お母さんの休み時間」）事業を健康福祉センターで実施している。母親が事業に参加している間は、一時保育（定員制・申込順）を行っている。

母親同士がグループとなり、子どもから離れて、毎日の子育てや家事のこと、夫や家族との関係などの不安について、語り合う場を設けている。

新規参加者、継続参加者に対するアンケートを各健康福祉センターで実施し、意見集約を行っている。

志村健康福祉センターが取りまとめた平成 25 年度のアンケート結果では、参加のきっかけは「子どもと離れる時間がほしい」、「他の母親の話も聞いてみたい」との回答が、新規参加者及び継続参加者ともに多く見受けられた。また、参加後の気持ちについては「よかった」、「まあまあよかった」との回答が 100%であった。

平成 23～25 年度における育児不安を抱える母親のためのグループ支援の実施状況は、図表 36 のとおりである。

図表 36 育児不安を抱える母親のためのグループ支援の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
板橋健康福祉センター	12 回 44 人	10 回 21 人	12 回 55 人
上板橋健康福祉センター	12 回 47 人	12 回 55 人	11 回 43 人
赤塚健康福祉センター	11 回 25 人	12 回 44 人	12 回 34 人
志村健康福祉センター	12 回 72 人	12 回 55 人	12 回 91 人
高島平健康福祉センター	12 回 43 人	12 回 63 人	12 回 79 人
計	59 回 231 人	58 回 238 人	59 回 302 人

<sup>21</sup> 板橋健康福祉センター及び志村健康福祉センターにおいて、平成 15 年度から試行し、平成 16 年度から 5 健康福祉センターで事業を開始した。

育児への不安や家族関係で問題を抱えている母親に対して、臨床心理士による個別相談「育児不安を抱える母親のためのこころの相談室」を平成20年度から健康福祉センターにおいて実施している。

こころの相談室の利用については、広報いたばし等による周知は行わず、保健師が健康診査等において、心のケアが必要と思われる保護者に対して事業を案内し、予約による申込制としている。受付件数は、1日3組までとしている。

健康福祉センターによると、相談日の当日に予約をキャンセルする保護者もあり、中止となることもあるという。

臨床心理士による個別相談の機会が無駄とならないよう、より効果的・計画的な事業を行われたい。

平成23～25年度における育児不安を抱える母親のためのこころの相談室の実施状況は、図表37のとおりである。

図表 37 育児不安を抱える母親のためのこころの相談室の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
板橋健康福祉センター	6回 9人	6回 4人	6回 10人
上板橋健康福祉センター	10回 24人	8回 14人	5回 7人
赤塚健康福祉センター	5回 7人	6回 11人	5回 11人
志村健康福祉センター	6回 8人	6回 6人	5回 9人
高島平健康福祉センター	6回 7人	6回 8人	6回 9人
計	33回 55人	32回 43人	27回 46人

#### ④ 多胎児親子のグループ支援

多胎児の親子を対象に、多胎児出産、育児に対する母親の不安を解消し、子どもの健やかな発達を促すために、「ツインキッズクラブ」を平成12年度から志村健康福祉センターにおいて実施している。



月に1回、双子、三つ子を育てている母親、父親が集まり、子育ての大変さ、楽しさを分かち合う場を設けている。また、年1回、講師を招き、講演会を実施している。

毎月の交流会では、双子、三つ子の先輩の母親からの経験談もあり、参加者アンケートの満足度も高い。1か所のみで開催しているため、自宅から30分以上要して通っている保護者が半数程度いる。

健康福祉センターによると、多胎児を出生するケースは年40件程度であるという。

平成24年2月からは、上板橋健康福祉センターにおいても、同様の事業を試行的に実施している。平成23年度は1回実施し、8組の参加があった。平成24年度からは年2回実施しており、平成24年度が12組、平成25年度が23組であった。

平成23～25年度の志村健康福祉センターにおける多胎児親子のグループ支援の実施状況は、図表38のとおりである。

図表 38 志村健康福祉センターにおける多胎児親子のグループ支援の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
回数	12 回	12 回	12 回
延べ人数・組数	254 人 94 組	390 人 138 組	446 人 155 組
講演会	16 人	10 人	13 人

### (3) 歯科衛生事業

#### ① 歯科衛生相談室

健康福祉センターでは、歯科医師による歯科健康診査及び歯科保健指導、健康福祉センターの歯科衛生士による歯みがき指導を乳幼児、妊産婦及び15歳から35歳未満<sup>22</sup>の女性を対象に、電話による

<sup>22</sup> 平成26年度から、妊産婦及び15歳から39歳までの女性を対象が変更された。

予約制で実施している。

乳幼児歯科健康診査は、乳歯のう蝕の進行が早く、重症化しやすいため、継続的な診査・指導を行い、乳幼児の口腔の健全な発達発育を促すことを目的に行っている。共働き世帯の増加、かかりつけ歯科医の定着等によるう蝕の減少などから、受診者数は減少傾向にある。

また、女性歯科健康診査は、妊娠中に歯科疾患にかかりやすいことから、妊娠前からの予防や治療の動機付けを行い、歯科疾患の早期発見・早期治療、歯科保健意識の向上を図ることを目的に実施している。妊産婦を対象とした歯科健康診査を歯科医療機関に委託して実施している区もある。費用対効果を踏まえ、より効果的な実施方法を模索されたい。

平成 23～25 年度における乳幼児歯科健康診査の実施状況は図表 39、女性歯科健康診査の実施状況は図表 40 とおりである。

図表 39 乳幼児歯科健康診査の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
板橋健康福祉センター	21 回 407 人	21 回 349 人	21 回 358 人
上板橋健康福祉センター	16 回 253 人	16 回 224 人	15 回 181 人
赤塚健康福祉センター	21 回 328 人	21 回 261 人	21 回 223 人
志村健康福祉センター	19 回 361 人	19 回 393 人	19 回 311 人
高島平健康福祉センター	16 回 270 人	16 回 228 人	15 回 192 人
計	93 回 1,619 人	93 回 1,455 人	91 回 1,265 人

※いずれも午後、定員 25 人。

図表 40 女性歯科健康診査の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
板橋健康福祉センター	13 回 135 人	13 回 159 人	13 回 150 人
上板橋健康福祉センター	8 回 86 人	8 回 60 人	7 回 66 人
赤塚健康福祉センター	13 回 129 人	13 回 100 人	13 回 83 人
志村健康福祉センター	9 回 90 人	9 回 89 人	9 回 119 人
高島平健康福祉センター	8 回 75 人	8 回 75 人	7 回 73 人
計	51 回 515 人	51 回 483 人	49 回 491 人

※いずれも午前、定員 15 人。

② はじめての歯みがきひろば

10 か月から 1 歳 2 か月の乳幼児及びその保護者を対象に、乳歯が生え始める頃の歯みがきに対する保護者の不安解消、歯科衛生の推進を図ることを目的に平成 21 年度から健康福祉センターにおいて実施している。

参加者アンケートによると、「参考になった」と回答した割合が 9 割を超えていた。また、実施時間帯については、午前と午後にそれぞれ実施しているが、「午前でよい」と回答した割合が 9 割を超えていた。意見感想欄には、実際に歯みがきをしてもらったことや母親の歯のチェックもあり良かったとの意見が多く見受けられた。

平成 23～25 年度における「はじめての歯みがきひろば」の実施状況は、図表 41 のとおりである。

図表 41 「はじめての歯みがきひろば」の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
板橋健康福祉センター	32 組 65 人	34 組 68 人	40 組 83 人
上板橋健康福祉センター	34 組 68 人	34 組 69 人	33 組 66 人
赤塚健康福祉センター	36 組 74 人	32 組 64 人	31 組 62 人
志村健康福祉センター	32 組 65 人	39 組 79 人	43 組 86 人
高島平健康福祉センター	31 組 62 人	33 組 67 人	37 組 75 人
計	165 組 334 人	172 組 347 人	184 組 372 人

※いずれも実施回数は 2 日間で午前・午後の 2 部制、定員 10 組。

③ 母と子のよい歯のコンクール<sup>23</sup>

歯の衛生週間行事の一つとして、3 歳児とその母親を対象に、親子ともに歯、口腔内の良好な者に対し、区と公益社団法人東京都板橋区歯科医師会による表彰を行っている。平成 25 年度の表彰組数は、6 組であった。

また、東京都が実施している「8020・すこやか家族表彰」への推薦を優良な者に対して行っている。「8020・すこやか家族表彰」では、「母子ともに治療した歯・虫歯・歯周病がないこと」を応募基準としており、区においても「8020・すこやか家族表彰」の予選会を兼ねていることから、同一基準を採用している。

平成 23～25 年度における「母と子のよい歯のコンクール」の実施状況は、図表 42 のとおりである。

図表 42 「母と子のよい歯のコンクール」の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
表彰組数	5 組	10 組	6 組

<sup>23</sup> 平成 25 年度までは「母と子のよい歯のコンクール」としていたが、平成 26 年度から同居の親族も選出対象となったため、「親と子のよい歯のコンクール」に名称が改められた。

#### (4) 予防接種

予防接種には、「法定接種（定期接種）」とそれ以外の「任意接種」の2種類が法令で定められている。「法定接種（定期接種）」に係る費用については、区が負担している。

平成 25 年度に初めて予防接種を接種する場合の乳幼児を対象とした法定接種（定期接種）一覧は、図表 43 のとおりである。

図表 43 乳幼児を対象とした法定接種（定期接種）一覧

接種方法	予防接種名(接種回数)		対象年齢及び接種期間 (法律で定められた期間)	標準的な接種時期 (望ましい接種時期)	区の 通知時期
	集団	個別			
	BCG <sup>24</sup>	1回	生後 12 か月に至るまで	生後 5 か月～8 か月	2 か月に達する月
	ヒブワクチン	3回	生後 2 か月から 60 か月に至るまで	生後 2 か月～7 か月	1 か月に達する月
	追加	1回		初回接種終了後、7～13 か月	
	小児用肺炎球菌ワクチン	3回	生後 2 か月から 60 か月に至るまで	生後 2 か月～7 か月	1 か月に達する月
	追加	1回		初回接種終了後、60日以上かつ1歳以上	
	四種混合 1 期 初回	3回	生後 3 か月から 90 か月に至るまで	生後 3 か月～12 か月	2 か月に達する月
	追加	1回		初回終了後、12～18 か月	
	麻しん風しん混合 1 期	1回	生後 12 か月から 24 か月に至るまで		11 か月に達する月
	麻しん風しん混合 2 期	1回	5歳以上 7歳未満で、小学校就学の1年前から小学校就学の前日までの間（就学前年度4月1日～3月31日）		接種対象期間の前年度末
	日本脳炎 1 期 初回	2回	生後 6 か月から 90 か月に至るまで	3歳	2歳 11か月に達する月
	追加	1回		4歳（初回終了後概ね1年おく）	3歳 11か月に達する月

※参考 「いたばし子育て情報ブック 2014」から抜粋

※ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、接種開始年齢によって接種回数が異なる。

<sup>24</sup> 結核を予防するワクチンの通称のこと。

予防接種は、区が発行した予診票を持って、指定医療機関で行う個別接種と健康福祉センターで行う集団接種により行っている。平成 25 年度については、BCG 接種以外の予防接種は個別接種を実施している。

平成 24 年度までは、BCG 接種についての対象年齢が「生後 6 か月に至るまで」と定められており、4 か月児健康診査と同時に BCG 接種を実施していた。平成 25 年度からは、対象年齢が「生後 12 か月に至るまで」と変更され、標準的な接種時期(望ましい接種時期)が「生後 5 か月から 8 か月まで」となったことから、4 か月児健康診査とは別に BCG 接種の日程を調整して実施している。

BCG 接種率は、平成 23 年度 97.5%、平成 24 年度 98.0%であり、4 か月児健康診査の受診率とほぼ変わらない率を示していた。平成 25 年度は、4 か月児健康診査の受診率 95.3%に対して、BCG 接種率は 88.5%で、前年度と比べて 9.5 ポイント低い。平成 25 年度 BCG 接種率については、標準的な接種時期の変更により、4 月の接種予定者が 5 月の接種となり、以降接種時期が順次繰り下がったことに伴い、接種実施者数が減少したためである。

また、健康福祉センターによると、BCG 未接種者に対しては、未接種の理由を確認し、接種の勧奨を行っている。

「定期接種実施要領」(厚生労働省)では、接種の場所について、「適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種を協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行うこと(集団接種)も差し支えない。」としている。

BCG 接種については、対象年齢が変更されたことに伴い、接種の場所を集団接種から指定医療機関による接種に切り替えている区も多い。所管課においては、集団接種と個別接種とのメリットやデメリット等を精査し、適切な実施方法を検討されたい。

平成 23～25 年度における BCG 接種の状況は、図表 44 のとおりであ

る。

図表 44 B C G 接種の状況

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数		4,405 人	4,409 人	4,493 人
実 施 者 数	接種完了者	4,295 人	4,319 人	3,978 人
	予診のみの者	147 人	110 人	45 人
接種率		97.5 %	98.0 %	88.5 %

※対象者数：予診票を送付した人数。

「平成 25 年度予防接種事故報告について」（厚生労働省）によると、全国の自治体が行った定期予防接種において 4,596 件の事故があり、最も多かった事故は「接種間隔の間違い」3,170 件（69.0%）であった。

予防接種の種類、標準的な接種時期は法令で定められている。平成 25 年度には、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等が任意接種から法定接種（定期接種）となり、B C G 接種の標準的な接種期間についても変更となるなど、予防接種に関する制度は度重なる変更があった。

予防対策課は、大きな制度変更については広報いたばしへの掲載、ホームページにはスケジュールの案内を掲載している。

また、予防対策課は、保護者に対して、予防接種の案内冊子等を予診票とあわせて送付しており、保護者とかかりつけ医が接種時期の相談を行っているため、重複接種や接種間隔の間違いなどの接種過誤は生じにくいとしている。

他区においては、予防接種情報提供サービス<sup>25</sup> の導入や国立感染症研究所がホームページにおいて提供している「予防接種スケジュール」の

<sup>25</sup> インターネットにアクセス可能なパソコンや携帯電話・スマートフォンなどを利用し、子どもの生年月日等を入力すると、予防接種時期や近隣の医療機関等を知らせるサービスのこと。

案内を行っている。

予防対策課では、今年 10 月に定期接種化される水痘への対応等もあり、予防接種情報提供サービスの導入は考えていないとしている。

年々、予防接種のスケジュールは過密化しており、個人の予防接種歴を把握するにあたっては、子育てにおけるパスポートとなる母子健康手帳の活用が有用である。母子健康手帳に記載されている予防接種の種類や時期なども変更となることもあるが、予防接種の記録欄が設けられており、子どもの予防接種の記録帳となる。子どもが成人した後も予防接種歴を確認できるよう、母子健康手帳の積極的な活用を図っていくことが大切である。

接種記録の整備は、重複接種、接種間隔の間違いといった接種過誤の防止にも効果が期待されることから、母子健康手帳の活用について周知を行われたい。

「板橋区健康づくり 21 計画（第二次）」によると、「新規導入した保健衛生システムを活用し、接種対象年齢の方に個別に受診勧奨を行います。」と区・関係機関の取組に挙げている。

予防対策課では、予診票を送付し、予防接種の情報提供を行っているが、子どもの状況を把握できないので、勧奨しにくいとしている。予防接種は、免疫効果の減少、感染症にかかりやすい年齢、かかった場合に重症化しやすい年齢などを考慮して設定されている。子どもの状況を把握している保護者に対しての案内、各関係機関との連携に尽力されたい。

また、「定期接種実施要領」（厚生労働省）では、「近年、定期接種の対象者に外国籍の者が増えていることから、英文等による周知に努めること。」としている。

予防対策課では、外国籍住民の保護者から問い合わせがあったときは、公益財団法人予防接種リサーチセンターのホームページからダウンロードできる、外国語版「予防接種と子どもの健康」の紹介をしている。問い合わせの有無にかかわらず、予防接種の必要性、制度、スケジュール



ル等について積極的な周知について検討されたい。

(5) 親子健康支援事業（親子健康講座「乳幼児コース」）

乳幼児期に多い疾病の特徴や健康管理・事故防止の方法等について、公益社団法人板橋区医師会に委託して、乳幼児とその保護者を対象に健康福祉センターや児童館を会場とし、講座を実施している。かかりつけ医の立場から乳幼児の保護者に対して、乳幼児の健康づくりや子育てに関する講義と相談会を行っている。

平成 25 年度の参加者アンケートによると、1 歳未満の保護者が 70% と多く、児童館からの紹介により講座を知ったと回答した割合が 37%、広報いたばし 24%であった。講座に対しては、「大変満足した」33%、「満足した」57%と 90%が満足と回答している。

周知にあたっては、会場となる児童館職員の協力によることも大きい。今後も引き続き、関係各課と事業実施等において連携を図られたい。

同事業について案内している区ホームページは、平成 23 年度以降更新されていなかった。参加者アンケートでは、区ホームページにより参加したという回答はなかったが、情報の更新については適切な時期に行うよう、留意されたい。

平成 23～25 年度における親子健康講座「乳幼児コース」の実施状況は、図表 45 のとおりである。

図表 45 親子健康講座「乳幼児コース」の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数	15 回	15 回	11 回
参加延べ組数	258 組	264 組	188 組

## (6) 発達支援

### ① 子ども発達支援センター事業

区内在住の発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児及び概ね 15 歳までの児童とその家族を対象に、子ども発達支援センター事業を社会福祉法人日本肢体不自由児協会に委託し、平成 23 年 7 月から実施している。発達障がいの特化した専門相談窓口を設置することにより、本人及び保護者に対する発達障がいの早期発見、早期支援体制の充実を図っている。

子ども発達支援センターでは、①専門相談事業、②個別支援事業、③地域支援事業等を実施している。

専門相談は電話申込みによる予約制で、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、ソーシャルワーカーによる専門相談面接を行っている。

平成 24 年度は、初回相談までの待機期間が 1 か月程度だったのが、平成 25 年度には待機期間が 2 か月近くとなっており、新規相談者の待機期間が子ども発達支援センターの認知度が高まるに伴い、長くなっている。健康推進課では、新規相談待機者の解消のために、出張専門相談の実施などを検討している。

専門相談の内訳は、行動に関することが最も多く、次いでことばに関すること、コミュニケーションに関することの相談が多い。相談後の対応は、医療機関や療育機関等へ紹介を行っているが、紹介先の療育機関での初診待機期間が長く、待機期間中は、子ども発達支援センターでの専門相談が継続している。早期発見後の支援体制について、関係機関との連携を図ることが重要である。

平成 23～25 年度における専門相談の実施状況は、図表 46 のとおりである。

図表 46 専門相談の実施状況

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
専門相談利用延べ人数 (新規相談者数)		309 人 (192 人)	567 人 (245 人)	589 人 (283 人)
面接延べ件数		395 件	659 件	692 件
内 訳	臨床心理士	170 件	269 件	280 件
	言語聴覚士	152 件	281 件	311 件
	作業療法士	67 件	105 件	96 件
	ソーシャルワーカー	6 件	4 件	5 件

個別支援事業においては、親支援事業、乳幼児発達健康診査、個別支援調整会議を行っている。

親支援事業では、日常生活において子どもの特徴に応じた適切な対応ができるように、「子育てのコツ教室」、「ことばを育てる関わり方の教室」、「感覚運動遊びの教室」など集団的に助言や指導を実施している。

乳幼児発達健康診査は、医師、保健師、臨床心理士、ソーシャルワーカーがチームとなり、健康福祉センターを会場に実施している。日頃、地区担当保健師などが要支援児と把握していても、家族が専門相談には自ら出向かないようなケースを対象としている。

平成 23～25 年度における親支援事業の実施状況は、図表 47 のとおりである。

図表 47 親支援事業の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数	20 回	26 回	21 回
参加者延べ人数	117 人	158 人	141 人

地域支援事業では、地域連携推進会議、支援者研修を実施している。

地域連携推進会議は、区内における子どもの発達を支援する関係機関<sup>26</sup>の実務を担当する責任者が集まり、情報を共有化し、支援体制の課題について検討し、有機的な連携体制を推進するため、年2回開催している。

支援者研修は、発達障がいにかかわる支援者の人材育成のため、保育士、保健師、教員等を対象に発達障がいの理解とその対応についての支援者研修を年6回実施している。

区内保育園、幼稚園等の職員を対象としているが、参加者が減少している。子どもと日常的にかかわる職員に対する研修であることから、より多くの職員が参加し、発達障がいについての知識や技術を深めることが望ましい。参加者が減少している要因を把握し、周知方法や参加しやすい日程等を更に工夫されたい。

平成23～25年度における支援者研修の実施状況は、図表48のとおりである。

図表 48 支援者研修の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数	8 回	6 回	6 回
参加者延べ人数	345 人	194 人	165 人

## ② あそびを通じた早期発達支援事業（「あそびの会」）

ことばや行動の発達に遅れのある幼児（概ね2歳）とその保護者に対して、グループでの親子あそびを通じて、子どもの発達を促し、子育てを支援していくことを目的に平成20年度から板橋健康福祉セ

<sup>26</sup> 専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、小・中学校、教育相談所等。

ンターにおいて試行実施し、平成 23 年度からは、板橋、赤塚、志村健康福祉センターにおいて実施している。

年度途中になると、定員に達してしまうこともあるため、2 か月程度の待機期間が生じることもある。志村健康福祉センターでは、会場に余裕があることから、当日欠席する親子の人数を見越して、希望者がいる場合は定員数よりも多く登録を行い、待機期間が発生しないように、早期支援の対応を行っている。

あそびの会の利用期間終了後については、療育機関等での継続的な支援が必要となるケースもあるが、療育機関の待機期間が長く、継続した発達支援ができないことが大きな課題である。

関係各課との連絡調整、各関係機関との連携により、早期発見後の支援体制が望まれるところである。

平成 23～25 年度における「あそびの会」の実施状況は、図表 49 のとおりである。

図表 49 「あそびの会」の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
板橋健康福祉センター	12 回 149 人	12 回 150 人	12 回 140 人
赤塚健康福祉センター	11 回 106 人	12 回 138 人	12 回 148 人
志村健康福祉センター	11 回 110 人	12 回 168 人	12 回 210 人
計	34 回 365 人	36 回 456 人	36 回 498 人

#### 4 医療費助成に関する事業

##### (1) 妊産婦高血圧症候群等医療費助成制度

妊娠高血圧症候群等は、妊婦の死亡原因や出生児に対する影響を及ぼす要因となるため、早期に適切な医療を受けられるよう、必要な医療給付を行っている。対象者<sup>27</sup> に対して、妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用で、医療保険適用後に生じる自己負担額（入院時食事療養標準負担額を除く。）を助成している。

平成 23～25 年度における妊産婦高血圧症候群等医療費助成件数等の推移は、図表 50 のとおりである。

図表 50 妊産婦高血圧症候群等医療費助成件数等の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
認定件数	5 件	3 件	1 件
給付延べ件数	5 件	3 件	1 件

##### (2) 保健指導票

経済的理由により保健指導（健康診査）を受けることが困難な妊産婦及び乳幼児に対して、必要な保健指導を実施するため、対象者<sup>28</sup> に対し、保健指導票を交付している。

平成 25 年度から生活保護世帯の妊婦については、保健指導票から妊婦健康診査受診票を使用する取扱いに変更となったため、平成 24 年度 546 件から 314 件減少し、平成 25 年度 232 件の交付件数となった。

平成 23～25 年度における保健指導票の交付件数等の推移は、図表 51 のとおりである。

<sup>27</sup> 前年分の総所得税額が 3 万円以下の世帯の者、又は入院見込期間が 26 日以上の方。

<sup>28</sup> ①生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、③区市町村税非課税世帯のいずれかに属する妊産婦及び乳幼児。

図表 51 保健指導票の交付件数等の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康診査	625 件	546 件	232 件
産後 1 か月健康診査	50 件	60 件	42 件
1 か月児健康診査	46 件	59 件	40 件

### (3) 養育医療給付

未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に未熟であり、疾病にかかりやすいなど、リスクが高いことから、生後、速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、医療を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関での入院医療について給付を行っている。

平成 23～25 年度における養育医療の給付件数等の推移は、図表 52 のとおりである。

図表 52 養育医療の給付件数等の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
認定延べ件数	73 件	99 件	113 件
給付延べ件数	249 件	246 件	286 件

### (4) 精密健康診査費助成

医療機関や区が実施した健康診査の結果、診断確定のために精密な検査の必要があると判断された者に対し、精密健康診査受診票の交付を行っている。

平成 23～25 年度における精密健康診査の実施状況は、図表 53 のとおりである。

図表 53 精密健康診査の実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳児	100 件	73 件	76 件
1 歳 6 か月児	4 件	2 件	4 件
3 歳児	106 件	125 件	115 件
4 歳児・5 歳児	0 件	0 件	0 件

(5) 東京都特定不妊治療費助成

東京都では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の医療費に係る特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成している。

東京都の助成事業とは別に助成を実施している区もあるが、板橋区では実施していない。区民からの問い合わせに対しては、東京都の助成制度を案内している。

また、他自治体においては、男性特有の不妊治療を対象とした助成制度を導入しているところもある。



## II 検討・改善を求める事項

### 着眼点1 妊娠・出産前後の支援は計画的・効果的に行われているか。

#### 1 妊娠・出産前後の支援を行う健康福祉センターの周知

健康福祉センターには保健師などの専門職員がおり、妊娠届出の際には保健師が面談を行い、妊娠に関する相談も行っている。区民に対して、健康福祉センターでは、安心して出産・子育てをしていくための支援を行っていることを積極的に広報されたい。(P 8)

〈健康推進課、健康福祉センター〉

#### 2 外国語版母子健康手帳の交付窓口の拡大

外国語版母子健康手帳については、健康推進課のみで配付するのではなく、すべての母子健康手帳交付窓口においても受け取ることができるよう、工夫されたい。(P 9)

〈健康推進課〉

#### 3 インターネット等を活用した申込方法の検討

各種事業の申込みについては、母子保健サービスを利用する年齢層がパソコンや携帯電話・スマートフォンを利用している世代でもあることを考慮し、電子申請サービス等のインターネットを活用した方法を検討されたい。(P 16)

〈健康推進課、健康福祉センター〉

#### 4 父親に対する情報提供等の配慮

両親学級は、父親が出産・育児等にかかわる貴重な機会であり、近所に住む出産を控えた親たちの集まりの場でもある。父親が参加しやすい講座の企画、情報提供について更に検討されたい。(P 19)

〈健康福祉センター〉

着眼点2 子どもの健やかな育成と母親への育児支援は適切に行われているか。

1 健康カレンダーの作成

健康診査や予防接種については、保護者にとっては自分の子どもが、いつの時期に、どのような健康診査を受けるのか、一覧できるものが手元にあると確認しやすい。所管課においては、子どもの発育状況や健康診査等が一览できる個々の健康カレンダーの作成などについて検討されたい。

(P 31)

〈健康推進課〉

2 外国籍住民の保護者に対する外国語併記の案内

外国籍住民の保護者に対して、健康診査について理解してもらうための案内や、健康診査勧奨に関する通知の外国語の併記などを検討されたい。

(P 35)

〈健康推進課、健康福祉センター〉

3 乳幼児呼吸健康診査（二次健康診査）の効果的な実施

乳幼児呼吸器健康診査では、ぜん息発症のリスク軽減を図り、重症化を予防するため、一次健康診査の間診で「ぜん息の可能性が高い」と判断された幼児を速やかに専門医の受診につなぐよう、二次健康診査の受診率向上などに取り組みされたい。(P 38)

〈予防対策課〉

4 育児学級の実施方法の改善

育児学級については、離乳食を始める時期までにできるだけ多くの保護者が参加できるよう、会場の確保、保育サービスの提供方法、キャンセルする場合のルールを整備するなど、希望の時期に受講できるよう、更に工夫を重ねられたい。(P 43)

〈健康福祉センター〉

### Ⅲ 総括意見

以上、子どもと母親の健康づくりについて指摘し、検討・改善を求めてきたが、最後に総括的な意見を述べる。

第一に、妊娠期からの切れ目のない支援を各関係機関と連携し、支援をつないでいくことが重要である。

区は母子保健事業を通じ、妊娠期から幼児期まで、すべての母子とかわり、子育て家庭におけるニーズを把握し、適切な時期に適切なサービスへつなげている。虐待予防や発達支援など、母子保健部署と各関係課及び関係機関と連携し、サービスが分断されることなく、重層的な支援体制の構築が望まれる。

区では、「いたばし未来創造プラン」において、「東京で一番住みたくなるまち」の実現をめざしていくとしている。「子どもを産み、育てるなら板橋区」と選択してもらうためには、母子保健、医療、子育て支援、女性行政、虐待予防に対しての取組を縦割りで行うのではなく、互いに連携した総合的な支援施策に取り組み、区民の満足度を高める必要がある。

第二に、妊娠・出産や子育て支援について、必要な時期に的確な情報提供や支援を行うことが重要である。

区における母子保健事業に関する情報提供は、妊娠届出時に交付される母子健康手帳、「いたばし子育て情報ブック」など冊子のほか、保健師による事業案内、広報いたばし、区ホームページで行っている。

区は、妊娠届出、母親学級、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健康診査等の各種母子保健事業を通じて、適切に情報の提供や支援を行うよう、引き続き取り組まれない。

また、今後はパソコンや携帯電話・スマートフォンなどによるインターネットを活用した広報にも積極的に取り組むべきである。

現在、特定妊婦及び集団健康診査未受診者については、対応フローチャートを作成し、きめ細かな対応を実施している。個別健康診査については、受診票の結果が管轄の健康福祉センターに送付されるまでに時間を要するため、未受診者への対応にもタイムラグが生じる。未受診者の状況を確実に把握し、すべての妊産婦や乳幼児について必要とする情報の提供や適切な支援が滞らないよう、対策を講じられたい。

第三に、スタッフの充実を通じて母子保健事業の一層の推進を図ることが重要である。

母子保健事業に従事する専門職員の能力はサービスの質に密接に関連しており、事業に従事する職員には高い技量が求められる。母子保健業務には、特定妊婦を初めとして特に配慮を要するケースも多く、また予防接種など制度の変更が度重なる中で、母子保健事業の業務は増大し、困難化している。こうした状況に対応するには、マンパワーの確保や保健師等の専門職員の育成に取り組む必要がある。

また、母子保健事業を支える一つのチームとして取り組んでいくためにも、栄養士、歯科衛生士、事務職員等についての研修体制も計画的、系統的に実施されたい。高い能力を備えたスタッフを育成し、適正に配置することにより、個別支援活動などについてより一層の充実を図ることに期待する。

今後、母子保健事業を更に充実したものとし、推進するためには、実施体制を整えることが必要である。

以上の視点を踏まえ、区は、誰もが安心して妊娠、出産を迎え、子どもが健やかに育ち、親は育児を楽しみ、地域の人たちから見守られ、子どもの成長をともに喜ぶことができる地域社会の構築を期待するものである。

資料【「平成26年版板橋区の保健衛生（事業概要）」人口動態統計】

表1 人口動態実数

年次	人口	出生	再掲 低出 体 重 児 生	死 亡	再掲		周産期死亡			死産				婚 姻	離 婚	自 然 増 加
					乳 児 死 亡	新 生 児 死 亡	総 数	妊 後 二 週 産	以 後 の 一 週 産	満 期 死 産	総 数	自 然 死 産	人 工 死 産			
平成23年	518,412	4,359	375	4,506	8	4	19	17	2	107	45	62	-	3,528	1,073	△ 147
平成24年	520,849	4,311	396	4,897	15	8	23	17	6	94	48	46	-	3,593	1,086	△ 586
平成25年	523,475	4,418	413	4,770	6	2	12	12	-	108	51	57	-	3,498	1,050	△ 352
男	260,317	2,242	196	2,585	3	1	...	...	...	...	...	...	...	...	...	△ 343
女	263,158	2,176	217	2,185	3	1	...	...	...	...	...	...	...	...	...	△ 9
板橋	136,751	1,178	109	1,270	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	△ 92
上板橋	58,140	482	40	600	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	△ 118
赤塚	147,657	1,243	127	1,256	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	△ 13
志村	126,036	1,108	109	1,111	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	△ 3
高島平	54,891	407	28	533	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	△ 126

※1 人口は、住民基本台帳人口（平成23年～平成25年、各年10月1日現在）である。

※2 乳児死亡は、生後1年未満の乳児の死亡を、新生児死亡は生後4週間（28日）未満の乳児の死亡を、周産期死亡は妊娠満22週以後の後期死産と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたものをいう。

表2 人口動態率

年次	出（人口千対生）	低（出生千対児）	死（人口千対亡）	乳（出生千対児死）	新（出生千対児死）	周（出生千対産期死）	死（出生千対産）	婚（人口千対姻）	離（人口千対婚）	自（人口千対増加）	合計特殊出生率	年齢調整死亡率
平成23年	8.4	86.0	8.7	1.8	0.9	4.3	24.0	6.8	2.1	△ 0.3	1.13	4.1
平成24年	8.3	91.9	9.4	3.5	1.9	5.3	21.3	6.9	2.1	△ 1.1	1.12	4.3
平成25年	8.4	93.5	9.1	1.4	0.5	2.7	23.9	6.7	2.0	△ 0.7	1.16	4.0
板橋	8.6	92.5	9.3	...	...	...	...	...	...	...	...	...
上板橋	8.3	83.0	10.3	...	...	...	...	...	...	...	...	...
赤塚	8.4	102.2	8.5	...	...	...	...	...	...	...	...	...
志村	8.8	98.4	8.8	...	...	...	...	...	...	...	...	...
高島平	7.4	68.8	9.7	...	...	...	...	...	...	...	...	...

※ 分母に用いた人口は表1による。

（平成26年7月1日現在）

(参考)人口動態実数の推移

年次	人口	出生	死亡	周産期死亡	死産	婚姻	離婚	自然増加
昭和35年	394,993	7,042	2,085	...	999	4,167	309	4,957
昭和40年	462,276	8,828	2,150	...	849	5,656	375	6,678
昭和45年	471,777	9,320	2,320	171	699	5,074	414	7,000
昭和50年	483,615	8,763	2,218	150	471	4,378	495	6,545
昭和55年	487,069	6,607	2,321	60	340	3,882	687	4,286
昭和60年	496,622	5,858	2,608	40	284	3,498	707	3,250
平成 2年	504,820	4,842	2,927	44	240	3,851	877	1,915
平成 7年	496,804	4,303	3,295	20	165	3,725	1,030	1,008
平成12年	498,869	4,269	3,625	27	148	3,971	1,243	644
平成17年	507,628	4,078	3,917	29	137	3,636	1,243	161
平成22年	518,091	4,351	4,638	18	120	3,673	1,122	△ 287
平成23年	518,412	4,359	4,506	19	107	3,528	1,073	△ 147
平成24年	520,849	4,311	4,897	23	94	3,593	1,086	△ 586
平成25年	523,475	4,418	4,770	12	108	3,498	1,050	△ 352

※1 周産期死亡について、平成6年までは妊娠満28週以後の後期死産と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたものである。平成7年からは定義が変更され、妊娠満22週以後の後期死産と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたものとなっている。

※2 昭和35年及び昭和40年の人口は、1月1日現在のものである。

図1 板橋区の人口、出生、死亡の推移

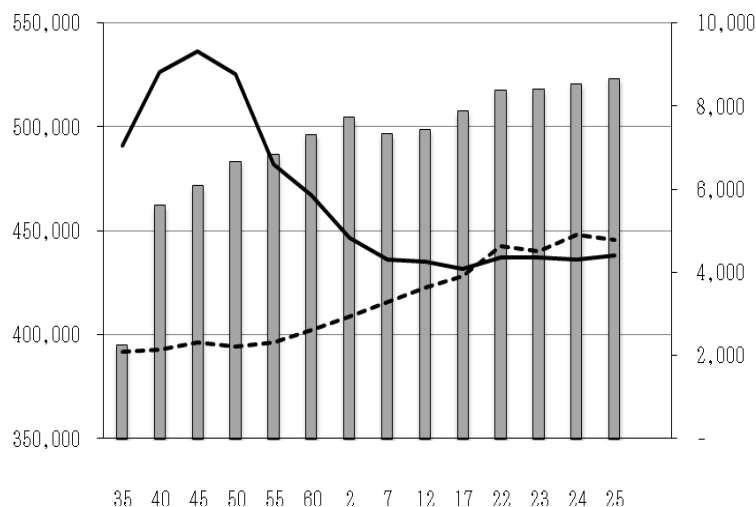


表3 出生児数、性・母の年齢階級・健康福祉センター別

(単位:人)

母の年齢階級	健康福祉センター 性	総数	板橋	上板橋	赤塚	志村	高島平
総数	計	4,418	1,178	482	1,243	1,108	407
	男	2,242	564	252	652	573	201
	女	2,176	614	230	591	535	206
15歳未満	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
15 ┆ 19	男	19	5	2	4	5	3
	女	13	1	2	8	1	1
20 ┆ 24	男	124	32	16	35	25	16
	女	115	38	12	28	19	18
25 ┆ 29	男	543	148	54	171	131	39
	女	520	156	50	145	120	49
30 ┆ 34	男	824	208	100	230	212	74
	女	850	240	95	204	234	77
35 ┆ 39	男	596	133	63	175	165	60
	女	552	142	56	175	130	49
40 ┆ 44	男	126	35	16	33	34	8
	女	124	37	15	31	30	11
45 ┆ 49	男	10	3	1	4	1	1
	女	2	-	-	-	1	1
50以上	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
不詳	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-

(平成26年7月1日現在)

表4 出生児数、性・体重・健康福祉センター別

(単位:人)

健康福祉センター 体重・性		健康福祉センター						
		総数	板橋	上板橋	赤塚	志村	高島平	
総数	総数	4,418	1,178	482	1,243	1,108	407	
	男	2,242	564	252	652	573	201	
	女	2,176	614	230	591	535	206	
2500g 未満 (低体重児)	小計	413	109	40	127	109	28	
	男	196	50	25	62	45	14	
	女	217	59	15	65	64	14	
	1000g 未満	男	6	1	-	2	2	1
		女	9	3	-	2	2	2
	1000g } 1499g	男	9	1	2	3	2	1
		女	9	3	-	-	5	1
	1500g } 1999g	男	26	10	2	7	6	1
		女	28	12	3	7	6	-
	2000g } 2499g	男	155	38	21	50	35	11
		女	171	41	12	56	51	11
	2500g 以上	小計	4,004	1,069	442	1,116	998	379
		男	2,045	514	227	590	527	187
		女	1,959	555	215	526	471	192
2500g } 2999g		男	717	186	85	199	187	60
		女	907	254	97	234	219	103
3000g } 3499g		男	1,027	254	112	292	263	106
		女	859	263	100	225	205	66
3500g } 3999g		男	280	66	28	93	73	20
		女	177	37	17	62	41	20
4000g } 4499g		男	21	8	2	6	4	1
		女	15	1	1	4	6	3
4500g } 4999g		男	-	-	-	-	-	-
		女	1	-	-	1	-	-
5000g 以上		男	-	-	-	-	-	-
		女	-	-	-	-	-	-
不詳		小計	1	-	-	-	1	-
	男	1	-	-	-	1	-	
	女	-	-	-	-	-	-	

(平成26年7月1日現在)



平成26年度 第1回 行政監査結果報告書

「子どもと母親の健康づくりについて」

(平成26年12月発行)

刊行物番号
-------

26-108
--------

発行 板橋区監査委員事務局

住所 板橋区板橋二丁目66番1号

電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています